

549

154

年金を購ふ話



始



年 金 を 購 入 話

手 島 益 雄 編



東 京 藝 備 社 出 版



賴母木遞信次官序文  
今井田簡易保險局長  
手嶋益雄編

年  
金を購ふ話

東京藝備社出版

大正  
15. 10. 6  
寄贈

編者寄贈本

## 序

近代政治の特色ともいふ可き、諸問題の中で最も重要なものの一つは、社會問題である。一口に社會問題と言つても、いろいろあるが、既に貧困に陥つて居るものを救済することを目的とする、救貧的施設、貧困に陥らむとするのを、豫防することを主眼とする、防貧的施設は、あらゆる社會政策的施設の、骨子となるものであると思ふ。然り、各種の社會政策的施設は、救貧、防貧、換言すれば、種々の罪惡を犯すところの、重要な原因の一つである貧困を、根絶することを、目標としてゐるものであると言つても、過言ではあるまい。而して、今回政府が施設したところの、郵便年金制度は、人の活動力旺盛なる時代の、所得の一部を割ひて、年金に投資せしめ、活動力が減耗して、所得能力を喪失したる老後に、終身間、毎年一定の金額を補償して老幼婦女の生活の安定を圖ることを、目的とする、一種の保險制度であつて、防貧を

主眼とする、社會政策的施設である。元來、此制度の設定に就ては、政府部内に、明治三十三年、郵便貯金法制定當時から經營の議が起り、爾來調査をして居つたのであるが、今回、機運漸く熟し、愈々案を具して、第五十一議會に提出し、貴衆兩院の協賛を経て、本年十月一日から、實施することに、なつたのである。翻つて、年金思想が全國民に普及して、中産階級以下の多數國民が、盛んに利用することになれば、或る程度までは、之れに依つて、國民防貧の目的を達するを得、社會の健全なる發達を期することが出来るのである。然し乍ら、此目的が達せらるると否とは、一般國民が郵便年金制度を、完全に理解して、盛んに利用するや否やにある。茲に於て遞信省當局は、全國八千有餘の郵便局を取扱機關として、利用者の便を圖り、且つ、文書又は講演等に依つて、年金思想の普及に努力してゐる次第である。此時に當り、予の同郷の友人、手島益雄君が「年金を買ふの話」といふ、一冊子を著して、序文を求めて來られた。取つて一讀すると流麗達意の文章で、郵便年金の趣旨、制度、效用を平易に

説明し、何人も、一讀直に、郵便年金なるものが、如何なるものであるかといふことに、理解が出来るやうに書いてある。されば此書の如きは、年金思想普及のために、裨益するところ必ず大なるものある可きを思ひ、求めらるゝがまゝに、一言を費して世人に一讀を薦める次第である。

大正十五年九月

遞信省政務次官室に於て

賴母木桂吉

- ◇安心は唯一の長壽法
- ◇用心は安く後悔は高し
- ◇競つて入つて揃つて安心
- ◇働けぬ頃に働く金が出来
- ◇人の世の秋は野分の吹くからに杖そえてやる菊のひともと

## 序

マルクスの所謂唯物史觀論に依れば、社會の經濟組織は政治法律其他文化制度の基礎條件を爲すものであつて、社會意識の形式も亦之に適合するものである。換言すれば人類の物質的生活は、精神生活の根底を成すものであつて、人類の意識は一に其社會的生活狀態に依つて決定せらるゝものであると云ふのである。彼の論旨の正否は學者の研鑽に委するとしても、兎に角、人の經濟生活が彼の全生活の上に重大なる影響を及ぼす事實は何人と難も肯定せざるを得ない所である。

凡そ人類の具有する有らゆる欲望の中で最も先天的で最も強烈なるものは謂ふ迄もなく生存欲である。吾人が此世に在りて日々激烈なる生存競争を演じ、幾多の努力活動を營むのも畢竟經濟生活を維持し生存欲を満足せしめんが爲に外ならない。

經濟生活の安定を期し進んで富裕なる境涯に到達して幸福なる人生を享樂せんとす

るは萬人共通の理想である。然るに現實の社會事相は成功の彼岸に達し得る者の餘りに少く、敗殘窮乏の奈落に沈淪する者の餘りに多きを示してをる。米國の銀行集會所が二十五歳の健康なる普通人が六十五歳に達した時の運命に付調査した事があつたが其結果に依れば百人中三十六人は六十五歳以前に死亡し、四人は富者となつて幸福なる生活を營み、六人は老衰の身を驅つて尙勞働生活を繼續し、殘餘の五十四人は他の救助に依つて餘命を繋いでゐたと云ふ事である。

社會の最大多數を占むる者は勞働能力を生計の源泉とする勤勞所得者階級である。此階級に取つて最も大切な實は何かと謂へば身心の活動力であるが、傷病老死の苦患一度彼を見舞ふに至らば忽にして經濟生活の根底を破壊され、一家を擧げて窮乏の慘苦を嘗むる危險に直面してゐる。

人生の行路難は常に勤勞所得者階級のみを脅してをるものではない。財産を有し企業を營み所謂不勞所得に依つて生活する階級と雖も傷病老死の苦患は素より、水、火

盜難、恐慌、失敗等百般の危難が自己の前途に暗黒の手を擴げて待つてをるのである。寔に「紅榮黃落、夢中盛衰、草露風葉、且暮難期」である。有爲轉變の世に處して武陵桃源を夢みる者あらば甚だしき愚者と謂はねばならぬ。

斯く觀するあらば活動力の旺盛にして所得の確保せらるゝ時代に於て、規律あり節制ある生活を營み所謂入るを量つて出づるを制し餘資を蓄積して準備財産を構成し以て將來不時の災厄又は老後に備ふるこそ萬人一様に肝要なる處世の方法である。謂はねばならぬ。特に老衰は死亡と俱に何人も免るゝを得ない必至の運命であるから所謂未雨綢繆豫め適切なる方途を講じ未來の不安を除去すること、獨り自己の幸福の爲のみならず、家族及一般社會に對する道德的義務であると謂はねばならぬ。

老後の經濟準備として世に行はるゝ方法は、貯蓄、信託、養老保險等枚擧に遑ないが、最も妥當なる方法即ち直接に老後の生活安定を目的とし而も合理的にして經濟的なる方法は年金保險を措いて他に求むることが困難である。

輓近經濟事情の激變は時代思潮の推移と相俟つて我國古來の傳統たる家族制度の分解作用を惹起せしめ、各自壯年期に於て老後の自活維持を準備するの要を緊切ならしむるに至つたのみならず、老年労働者は益々其數を増加する傾向あるに拘らず就職難は比年激甚となりつゝある世相に鑑み、年金保險の如き老後の生活安定を目的とする社會制度は國家的見地より見ても缺くべからざるものと認識せらるゝに至つた。

政府が今回郵便年金法を制定し全國に普及せる郵便局を利用して非營利主義の下に年金保險制を實施し一般國民の生活安定に資せんとするに至つたのも叙上時代の要求に應せんが爲に外ならない。

乍併何分にも年金思想の未だ發達せざる一般國民に對し制度の趣旨内容を周知徹底せしむることは相當困難の伴ふべきことを窃に憂へてゐるのである。

今回知友手島益雄君「年金を買ふ話」を著され余に示さる。一讀するに極めて平易且興趣多き事例を以て克く年金保險の實體を解説し制度の内容を紹介するに餘蘊がな

い。惟ふに新制度に對する正しき理解と適實なる利用方法を一般人に指示する上に於て絶好の資料たるのみならず、逓信省内従業員の事務執行上極めて凱切なる参考書であると思ふ。序を需めらるゝまゝ一言を記し敢て江湖に薦める次第である。

大正十五年九月

簡易保險局に於て

今井田清徳



◇人生幾何ぞ老を如何せむ

◇遠き慮りなければ近き憂あり

◇必ず忍ぶあれば其れ即ち濟る

## はしがき

民間實業界の人々に頃日恰も官僚的態度あるに反し、官僚の人々に反つて平民的にして寧ろ民衆的氣風がある。殊に簡易生命保険に於て多く之を見るのである。

簡易生命保険が僅かに十年の間に十一億萬圓を突破し、民間保険に勝れる成績を挙げしが如きは、全く逓信省の簡易生命保険に従事する人々が頗る平民的に努力した結果である。而して今回同省が新たに郵便年金を作るに至つたのは全く簡易生命保険より得たる經驗を土臺として始めた事と思ふ。著者は平素保険通信事業に従事し屢々逓信省に出入しつゝあるが、殊に郵便年金法の制定については帝國議會に於ても之を審議する委員會に迄出席して各議員の意見のある所を詳細に見聞し、之を日々の通信に供した程であつて、郵便年金について

は他の人々より幾分なりとも多くの智識を得た事を窃かに欣ぶものである  
 由來我國には恩給制度はあるも年金賣出の制度無く、社會政策上防貧制度に  
 缺くる所あつたを甚だ遺憾としたが、遂に今回年金制度の實施を見るに至つた  
 のは誠に邦家の爲欣びに堪えない所である。此上は如何にして一般に利用せし  
 め、一日も早く其盡きざる恩澤に浴せしむるか遺された仕事である。  
 本書は即ち之に備ふべく、郵便年金解釋書の魁として最も通俗的に解説した  
 ものである、素より菲才十分に意を盡さぬ憾あるが、之に依つて年金の何もの  
 かを知るの一助ともならば無上の幸である。

大正十五年秋九月庭に鳳仙花の咲くを眺めて

著者しるす

## 目次

◇恩給の醍醐味……………	一
◇恩給を購ふ話……………	五
◇年金とは何か……………	七
◇年金の必要……………	一〇
◇投資と年金……………	一五
◇郵便年金の大要……………	一七
◇年金利用の種々相……………	二七

### 附録

◇郵便年金法解説……………	三七
◇郵便年金令……………	五二
◇郵便年金規則……………	五四
◇郵便年金法補説……………	六五

◇老先のうれひの雲もはらひつつ  
幸なき友をすくふたのしき

◇北風の吹き來ぬ先に心して

雪がこひせよ越の佐人

## 年金を購ふ話

手島益雄編

### ◇恩給の醍醐味

『彼の人には恩給を持つてゐるから……』

誰しも恚うした言葉を屢々耳にすることがある。そして其場合、謂ふ者も聴くものも等しく感ずる事は、自分達にもさうした生活の保證があれば、どんなに幸福であらうと云ふ念である。恐らく十人が十人さうした感じ、若くはそれに類した羨望を意味する心持の生ずるのを、窃に禁じ得ないものあるに違ひない。

恩給とは今更説明する迄もなく、國家が官吏の一定年限以上の勤勞に對し、或は軍

人の勳功に對して、彼等の退職後恩惠的に支拂ふ所の保證である。即ち其受給者達は夫々退職當時の階級に應じて終身の間相當給料を支拂はるゝと同じ譯で、或は本人の死亡後遺族迄其恩澤に浴する事が出来るのである。

従つて夫等の人々は、老後の生活に安定を得て悠悠自適の羨むべき生涯を送るものがあり、中には老齡に達せず職を退いた者が、他に家計の方法を講ずるにしても、定期的に受くる恩給が、どれだけそれ等の人達の生活内容に餘裕あらしめてゐるか分らないのである。

格別資産の無い寡婦が、女の細腕で數人の子女を養育し、夫々立派に世に出したと云ふ美談も、亡夫の遺した恩給あつたが爲であると云ふ實話を嘗て婦人雜誌で讀んだ事があるが、母親其人の信念に依るとは云ひながら、憐うした場合の婦人の覺悟も、要するに經濟問題に出發するものである。其寡婦に萬一亡夫の遺した恩給が無かつたとしたならば、或は活んが爲に一家離散の悲運に遭遇して、母としての義務も完全に

果し得なかつたかも知れない。それ許りでない、場合に依れば不貞な女として罵らるゝ運命に在つたかも知れないのである。憐うした實例は殆ど無數に存在すると云つてよい。

人間の生活に、經濟的脅威程苦痛に感ずるものは無い。まだ壯年血氣旺んな時であれば更に奮闘するの勇氣も、亦それに伴ふ體力も充分であるが、老境に入つては既に遅い、其時こそ日暮れて途遠い感を、情々味はねばならないものである。働くに働かず、さらばと云つて資産も無いと假定したならば此上の悲慘はない。それは人生の大脅威でなければならぬ。恩給は國家の功勞者をして斯の如き陰慘な苦痛を味はしめざるやうに政府が年々定期的に一定金額を支拂ふものに他ならない。

如之、長い間の官吏生活には時に涙の滲むやうな場合もある。又他に優遇さるゝ轉職の機會も往々にして出て來るものだが『今後幾年幾月で恩給がつくから……』と云ふ慰めが彼等を隠忍せしめ、鞭撻し、そして遂に有終の美をなさしむる上に重要な役

目を果すことである。即ち官吏と云へば直に恩給が聯想される程で、つまりぬ仕事ではあるが何年勤めさへすれば恩給がつくからの理由で就職を志願する者亦決して少くないと云ふのも、蓋し恩給の持つ醍醐味への憧れに他ならぬ。

恩給は功勞者に對する防貧制度として實際意義あるもので、今日では官廳の共濟組合に於ても、現在其數の十一ある中で既に八組合迄退職年金制度を設けるに至つてゐる。會社工場等民間事業團體でも此傾向が今後漸次濃厚になり行くは勿論である。

『彼の人は恩給があるから……』

即ち此言葉を漏らして受給者を羨む人達は、たとへ官吏は厭であつても恩給の有難味だけは解する人々である。出来る事なら自分達も其恩恵に浴し度いと希ふ人達である併し現在の恩給は法律によつて受給者の資格が定められてゐる。官吏に非ざる他の階級者は望んでも得られないと分つてゐるので、最初から諦め心は充分にある譯であるが、それにも不拘何かしら恩給のやうなものを模索してやまないのが現在の世相である。

る。相當働き盛りにある中年の人々は、恐らく多少の金を投じて、あらば購つて置き度い位であらう。

### ◇恩給を購ふ話

恩給は購へるだらうか、よし恩給其ものは購へないにしても、結果に於て恩給と同じやうなものを購ふ事が出来れば、どんなに心丈夫であるか分らない。假に一定の代價を支拂つて購ふことの出来る恩給があるとする。そして定期的に一定した金額が購買者に支拂はれ、而もそれは終身盡くることがない。尙ほ支拂はるゝ金額は元金に對する相當金利をも含むものであつて、國家が之を保證する程度に信用あるものとするば、恐らく恩給の醍醐味に憧るゝ人々を満足せしむるに充分であらう。恁ういふ制度があれば、官吏の恩給は勤勞の代償とする恩惠のものであるに對して、之は正に代金を支拂つて購ふ所の一種の恩給と云ふ事が出来やう。

老後の計を樹てるには必ずしも他に手段の無い譯でない。貯金、養老保険、動産不動産を所有すれば良いといふ者あるかも知れない。併し是等の方法は不確定な生存期間の豫期し難い必要に應ずる爲には、びつたりと其目的に適つた制度と云ふことは出来ぬ。動産不動産の所有には之を利殖するに相當の智識を必要とする。時としては投機的なる事もあれば、時としては災害を伴つて安全とは謂ひ難い。貯金も確實な用途の爲に一定額を準備するには結構だが、融通性を伴ふが故に兎角途中で消費し盡され易い。養老保険も特種な機能はあるが一時的の収入である爲に是亦費消し盡され易いものである。米國のある統計に據つて一時拂の保険金を何年間有効に利用し得たかを見るに、最も長いもので七年間である。之を以て見るも貯金とか一時拂の保険金とか長期間の生活を安定するものとしては不充分であることが窺はれる。殊に貯蓄などは團體の協力に因るものでなく、従つて偶發的の危険を分散して多數人が共同負擔するものでないから不經濟である。

斯う考へて來れば、どうしても収入力の旺盛な時代に於て其所得の幾分を投じて購買し置く恩給があらばそれに越した事は無い。子は親の爲に購ひ、親は子の老後迄も考慮して用意するものもあらう。或は自分の爲に、或は他人の爲に、其利用の範圍は始ど際限あるまいと想はれる。蓋し國を擧げて勤儉強調の今日に於て、社會制度として最も好適のものであるが、果して購ひ得る恩給制度の出現を期待し得るであらうか。

多年吾人が模索し期待しつゝあつた此希望は遂に達せられたのである。愈々何人も其慾するまゝに恩給が購へる事になつたのである。それは即ち政府の『郵便年金』と云ふのがそれである。

### ◇年金とは何か

年金制度は一般に普及して居らぬから年金と云ふ言葉は耳新しく感せられる。恩給

と云へば誰しも知らないものが無いが、年金殊に年金保険と云へば知らないものが多い。結果から見れば恩給に似て居るが、其性質、制度の組織等は非常に異つてゐる。生きてゐる間年々保険金を支拂ふのだから此點は全く恩給と同じである、恩給ではそれを受ける人が豫め一定の掛金を拂込むことを要しないが、年金保険では、保険と同様約束の掛金を拂込まねばならぬ。又保険の仕組である以上は保険数理の基礎の上に組立てられた多數の人の合同組織であらねばならぬ。それ丈恩給と違ふのである。これを法律的に約言すれば

『年金とは一方に於て掛金の拂込を爲す代りに他方に於ては反對給付の意味で元利金よりなる定期の支拂を爲すものであつて、人の生存を條件として定額の支拂を爲すを元則とするものである』

と云ふ事が出来る。これを經濟的に見れば

『年金制度は活動力を奪はれ所得能力を失つたものが生命の存続に伴つて必要なる經

費例へば、老後に於ける生活費又世帯主を失ひたる寡婦又は遺族の生計費に對し豫め準備する目的を以て、多人數共同して其危険を負擔する一種の相互扶助組織の防貧制度である』

と謂ふ事が出来る。

生命保険は普通死亡保険と生存保険とに區別せられ、死亡を條件として保険金を支拂ふのが死亡保険であり、生存を條件として保険金を支拂ふのが生存保険である。即ち年金保険も生存を條件として年々保険金を支拂ふといふ點で生存保険の一種と謂ふべきである。

我が郵便年金とは國家の制定した年金保険を云ふのであつて、政府が契約者に第三者の生存中毎年一定の金額を其者に支拂ふことを約し、契約者が反對給付として政府に掛金を拂込むことを約する契約である。

年金なくして老衰は一の危険である。成程老後の安心なくしては何かしら恐怖に包

まれたものとなるに違ひない。年金を知るに至らなかつた多くの人々にとっては老衰は今尙恐るべきものである。生命保険が死亡を条件とするやうに年金制度は生命の延長を条件として其危険を多くの人々に分散せしめ以て老後を安樂なものにするのである。年金の収入は平均して丁度元金と其累積された利息とを遣い果す様に算出されてゐるから年金の所有者は元金利息共に之を享受することが出来る。其上元金が出盡すと云ふ心配はない、死ぬ迄元金の切れると云ふことは決して無い。

生命保険では長命する人々が、不幸にして早期に死亡せし人々の家族の重荷を共に擔つてやるやうに、年金では家族なくして早期に死亡する人々の資本の一部分を取入れて、之を長命の運を與へられる人々の負擔を軽くする爲に分與すると云ふ仕組みである。

### ◇年金の必要

人間の生きてゐる以上必ず衣食住の生活費が必要である。生きてゐて生活費が得られないと云ふことになる、それは非常な苦痛である。其苦痛から脱れしめるが爲に生活費が保障されねばならぬ。此必要なる生活費を支拂ふことを目的とするものが即ち年金保険である。保険は總て經濟生活を安定するのが目的であつて、經濟生活の不安は色々の場合に起る。天災地變、疾病傷害、死亡失業等もその例であるが、老衰廢疾の爲に収入を得ることの出來なくなると云ふことも、吾々の經濟生活不安の一大原因である。此經濟生活の不安に對し豫め備へやうとするのが年金保険である。米國の銀行集會所で調査した所に據ると、二十五才の普通人百人が六十五歳に達した時の狀況は、三十六人は已に死亡し、四人は富者となり、六人は自己勞働に依つて生活し、其他の五十四人は他の者の扶助に依つて漸く生存を續けてゐると云ふ結果が表はれてゐる。之に據つて見ても老後の生活が如何に不安なものであるかと窺はれる。此場合若し他人の扶助が無かつたならば、それ等の人々は餓死する外ないのである。



由來我國では家族制度が發達して一 가족が精神的に又經濟的に結合してゐたのでお互に扶養仕合つて何等の心配も無かつたものである。働手の子女があれば親は左團扇で暮せるといふのが我國の習俗であつた。又家族なくとも相當の財産さへ持つて居れば働かなくとも衣食住に不自由はない。不動産を持つとか公債を買ふとか貯金をするとかして置けば不安は無いとしたものである。従つて多くの場合子供を立派に育て上げるとか、財産を作るといふ事に熱中して自然自分自身の生活の安泰を豫期したものであつた。

併しながら、家族は精神的に又は經濟的に密接に結合せられ一團となつて經濟生活の單位を構成してゐるのであるが、その成立には血族關係の外、家族は家業に相共に従事し、同居し、財産に就ても共有の觀念が必要である。之に反し、家族が各自職業を異にし別居して獨立の生活を営む場合に於ては、經濟生活は其處に二つに分れ各自獨立した經濟單位となるのである。昔は父の業は子が繼承し父子同居して一體となつ

て居たが、近代の産業組織となつてからは、資本の集中が行はれ、無産階級の増加すると共に資本と労働との對立となり、何等の資本なく唯労働に依つて生活するものが著しく増加した。其結果は勤勞所得者にとつては、父子職業を異にし、勤務地を異にし、従つて經濟を異にすると云ふ風に家族制度の分解作用が行はれて來たのである。之に加ふるに教育の發達に伴ひ就職年齢が遅れ、結婚年齢が遅れ、斯くして親が子を教育すべき期間著しく長くなり、従つて親が子に孝養を盡さるべき期間は著しく遅れて來た。昔は十六歳にして元服し、二十歳前後には親の業を繼ぎ親は五十歳前後には隱居して子に養はれると云ふ習慣であつたが、今日の勤勞所得者にあつては二十五歳前後にあらざれば獨立自活すること難く、従つて親が六十歳に達しても子は之を養ふことが容易でない。況んや家を異にし經濟を異にするに於ては一層困難である。又一面には個人主義の思想も漸次瀰漫して從來の如き家族制度は最早維持するに困難になつた。時代の變遷として據るなくも自分の老後の計は自分で樹てねばならぬ必要が益

々痛切になりつゝあるのである。

若い時分に老後の爲にと節約して金を蓄へて来たが今では老廢して仕事を續けられなくなつた人、或は夫が死んで可成りの財産を遺された中年の婦人、さうした人々が若し高い利息を得やうとして投資すれば、元金も利息も兩方ながら失ひはしないかとの懼があるであらう。又若し彼等が大事をとつて投資すれば其利息は生活の足しにもならぬ程僅なものである。さうして利息の足らぬ所を填め合せやうとして時々貯金を引出すとき、年々利息は少くなつたのに元金の引出額は大きくなる一方である、老齡の男女が或は知人の袖に絶り或は世間の厄介にならねばならぬ時は迫つて来る。何時かは一文なしになる時が来るであらう。其處に老後の恐怖があるのである。

貯金さへしてゐれば充分だとは限らない、貯金はこれを其所有者に最大の利益を與へるものに轉用せねばならぬ。年金は即ちその働きをするものである。

年金を購つた者は一般人民より長壽を保つものと觀られてゐる。此現象は實際上明

に不健康と判つてゐる人は年金を購はぬと云ふ事實に因るものであるが、一部年金を所有することに基因するといふことも亦恐らく眞理であらう。年金の所有者は終生の間來月は如何にして收支相償はせやうとの心配なく眞に安心に老後を享樂することが出来るのである。

### ◇投資と年金

勤儉節約は今日の世相から見て今更其必要な所以を説く迄もないことである。但貯蓄の眞價を發揮せしむるには、最も容易にして且つ絶對安全な投資の方法を選択する必要がある。其爲には年金制度の利用ほど理想的なものはまづない。即時年金（購つた時から年々支拂はれる方法）が投資の目的に役立つよりも、もつと切實な且つ一般的の意味に於て据置年金（幾年か据置いて一定の年齡に達してから年々支拂はれる方法）取分け掛金分割拂の据置年金が投資の目的に適するからである。即時年金又は

掛金一時拂の据置年金は老齡者でなければ特殊の場合に利用されるのを本則とするが掛金分割拂の据置年金は廣く一般的に貯蓄の媒介となり得るものである。俸給生活者とか賃銀労働者とか、折角奮闘して得た所のものから生活の費用を償ひ漸く少額の金を剰し得た場合、是等の人々が自ら適當な投資の方法を案出し、安全に投資の目的を達し得るは眞に困難である。我々は資本家が企業に依つて得るやうな利潤を望むの不可なることは知つて居るが、唯貯金をして行くと云ふだけでは如何にも満足し難い普通の保険や簡易保険も依頼すべき制度ではあるが投資の目的として物足らぬ場合もある。公債の如き最善の投資ですら再投資の必要となる。況んや投機的な證券に於ては往々投資者に累の及ぶ危険の伴ふものである。斯くして躊躇低徊してゐる間に、何時とはなしに折角剰し得た所のものを失つて了ふといふ例はいくらもある。又よし假にさういふ投資の方法があつても、其收穫が餘り寡少であるか又不適當である爲に失望の餘り折角樹てた貯蓄の組織的計劃も抛棄して了はねばならなくなるのである。

従來の此缺陷は年金制度に依つて補はれたのである。投資の方法として保険を研究をしたロバートソンは曾て『生命年金の購買に資本を投下するは、最少の煩勞を以て終生の間極めて安全に、資本に比し最大の收穫を得る方策である』と云つてゐる。又或人は『年金の特色は元金と利子を同時に使用することが出來て、然も其元金は終生盡きないといふ點にある』と云つてゐる。即ち年金制度が小額の金錢投資の方法として他の何ものにも優越せる所以である。

### ◇郵便年金の大要

#### (1) 年金契約の關係人

年金契約を申込み掛金の拂込を爲す者を年金契約者と云ひ、年金を受取る者を年金受取人と稱へる。郵便年金は常に年金受取人の生存を條件として支拂はれるもので、死亡保険に於ける被保險者の地位に立つものであるから郵便年金に於ては受取人を途

中で變更することは出来ない。

(2) 年金の種類

年金の種類は即時終身年金と据置終身年金の二種である。前者は加入の時より年金受取人の終身年間年金を支拂ふもので、後者は加入後年金受取人が一定の年齢に達する迄掛金を据置き爾後終身年間年金を支拂ふものである。据置終身年金は年金支拂開始時期に依り更に左の四種に分けられる。

A 五十歳支拂開始据置終身年金

B 五十五歳支拂開始据置終身年金

C 六十歳支拂開始据置終身年金

D 六十五歳支拂開始据置終身年金

(3) 加入年齢

年金受取人として新に加入し得る者の年齢は

- (一) 即時終身年金 四十歳以上八十歳以下
- (二) 据置終身年金 十二歳以上六十歳以下

(4) 年金額

郵便年金は中産階級及薄資階級の兩者を目的とするが故に年金額の最高限は年額二千四百圓（即ち月二百圓）であつて、其最低限は掛金分割拂に在つては年額百二十圓掛金一時拂に在つては年額十二圓である

(5) 元金の留保又は抛棄

年金制度は元來年金受取人の生存中年金の支拂を約するものである、故に原則として年金を支拂ふ以外に何等の支拂をも爲す必要はない譯ではあるが、併し郵便年金では實際の需を顧慮して、

- (一) 年金受取人の死亡
- (二) 契約の解除

(三) 契約の変更

の場合に拂込掛金をある割合に於て返還すべき契約（之を元金留保と云ふ）と之を返還せざる契約（之を元金抛棄と云ふ）の兩者を設け、契約者が申込の際其一を選択することになつてゐる。元金留保は元金抛棄に比して掛金が少しく割高である。

(6) 掛金と年金との割合

年金と掛金との割合は年金の種類及年金受取人の加入年齢に依つて異なるのみならず年金受取人の男女別に依つても、元金留保か元金抛棄かに依つても、又掛金の拂込が一時拂か分割拂かに依つても違ふ。今二三の場合の男子に就て例示すれば左の通りである。

(一) 元金留保

据置	一時拂	三十歳の時一時に	一二九圓	六十歳以後毎年	一〇〇圓
	分割拂	三十歳より六十歳迄毎年	一三圓	同	一〇〇圓

即時	六十歳の時一時に	一、〇九四圓	加入後毎年	一〇〇
----	----------	--------	-------	-----

(二) 元金抛棄

据置	一時拂	三十歳の時一時に	一二二圓	六十歳以後毎年	一〇〇圓
	分割拂	三十歳より六十歳迄毎年	一一圓	同	一〇〇
即時	六十歳の時一時に	九三三圓	加入後毎年	一〇〇	

(三) 雇主が被傭者の退職一時給與金壹千圓を以て被傭者を年金受取人とする元金留保の即時年金を購入した場合に於ける年金額は

退職年齢	四十歳の時	四十歳以後毎年	約七拾圓
同	五十歳の時	五十歳以後毎年	約七拾九圓
同	六十歳の時	六十歳以後毎年	約九拾一圓

(四) 雇主が被傭者に毎年給與すべき賞與又は手當の内百圓を分割拂掛金に拂込み被傭者を年金受取人とする元金留保の据置年金を購入した場合に於ける年金額は

二十歳加入	五十歳年金 支拂開始	(拂金總額) 三千圓	五十歳以後 年	約 五七九圓
二十歳加入	六十歳年金 支拂開始	(掛金總額) 四千圓	六十歳以後 年	約一、五一一圓
三十歳加入	五十歳年金 支拂開始	(掛金總額) 二千圓	五十歳以後 年	約 二七四圓
三十歳加入	六十歳年金 支拂開始	(掛金總額) 三千圓	六十歳以後 年	約 七七二圓

(五) 雇主が被傭者に給與する臨時の賞與又は手當を其都度(假に五年毎とする)被傭者を年金受取人とする一時拂掛金百圓の元金留保の据置年金を購入した場合に於ける  
年金額合計

五十歳支拂開始の場合	二十歳より四十五歳迄	五年毎に一口宛購入	(掛金總額) 六百圓	五十歳以後 年	約一七三圓
	三十歳より四十五歳迄	五年毎に一口宛購入	(掛金總額) 四百圓	五十歳以後 年	約 七六圓
六十歳支拂開始の場合	二十歳より五十歳迄	五年毎に一口宛購入	(掛金總額) 七百圓	六十歳以後 年	約四七六圓

三十歳より五十歳迄	五年毎に一口宛購入	(掛金總額) 五百圓	六十歳以後 年	約二一八圓
-----------	-----------	---------------	------------	-------

(7) 掛金拂込方法

掛金は一時に全部拂込むもの(一時拂)と之を年々に分割して拂込むもの(分割拂)との二つある。故に契約者は毎年定額豫算を以て分割拂の年金を契約することも出来るし、時に思はぬ所得のあつた場合、其都度掛金一時拂の年金を購入することも出来る。分割拂のものは年一回、二回、又は四回のいづれに依つてもよい。

(8) 年金の支拂

年金の支拂は官吏の年金恩給の支拂と同じく年四回とし、政府から直接年金受取人に支拂ふことになつてゐる。

(9) 契約の異動變更

契約者は左の範圍内に於て年金契約を變更することが出来る。

(一) 種類の變更 元金留保の据置終身年金は其据置期間中に限り、それを即時終身年金

に、又其年金支拂開始年齢を変更すること。

(二) 年金額の變更 年金支拂開始前に於て年金額を減少すること。

(三) 年金拂濟契約に變更 掛金が分割拂に在りては契約者が既に拂込みたる掛金を以て掛金拂濟契約に變更することを認むるの外掛金の拂込を延滞し、猶豫期間を経過したときは原則として契約者の請求を俟たず直に掛金拂濟契約に變更する。故に萬一契約者が途中掛金を拂込むことが出来なくなつた場合に於ても、既に拂込むた掛金に對する年金を失ふ心配が無い。但此の場合に既拂掛金が餘り少額なるときは年金を掛金拂濟年金に變更せずして契約を解除されるものと看做される場合もある。

(四) 契約者の變更 年金契約者は年金受取人の同意を得て其地位を第三者に承繼せしめることが出来る。

(10) 契約の解除

契約者は年金支拂開始前に限り何時にても解約を爲すことが出来る。又掛金の拂込

を延滞したる場合に於て拂込掛金少額の爲、掛金拂濟契約に變更せられざるものは解約せられたるものと看做される。而して解約の効力は將來に及ぶものである。

(11) 元金の返還

(一) 元金の返還、契約申込の際元金の留保を爲したる契約に於ては左の區別に依つて拂込掛金を留保元金受取人に返還する。

(イ) 年金受取人死亡の場合

年金支拂開始前にありては拂込掛金の金額を、開始後にありては拂込掛金より既に支拂ひたる金額を差引きたる残額を返還す。(故に年金として支拂ひたる額が掛金額より多き場合は返還すべき金額はない)

(ロ) 契約解除の場合

拂込掛金の百分の九十以上

(ハ) 契約變更の場合

拂込掛金中變更後の契約に對し變更迄に拂込を要する掛金を除きたる殘餘の掛金の百分の九十以上

(ニ) 留保、元金の受取人、元金受取人は契約者又は年金受取人の内一人又は双方を契約申込の際指定するのであるが、契約者が自分を元金受取人に指定した場合に限り其受取權を更に年金受取人に歸屬せしめることが出来る。一旦年金受取人を以て元金受取人となしたるときは、以後之を變更することは出来ない。

(12) 貸付

元金留保の契約に於ては契約者及受取人は拂込掛金の範圍内に於て貸付を請求することが出来る。貸付の種類は掛金に振替へる爲めの貸付即ち掛金振替貸付と、現金の貸付を受くべき普通貸付との二種である。但振替貸付は契約者に、普通貸付は年金支拂開始前に在りては契約者に、年金支拂開始後に在りては年金受取人に限り貸付けるのである。

(13) 加入者保護の特典

郵便年金に於ては制度の趣旨からして加入者保護の特典が設けられてゐる。

- (一) 年金及拂込掛金を受取るべき權利は讓渡する事を禁じ、又年金は年額二百五十圓以内の部分に付差押を禁止されてゐる。
- (二) 郵便年金に關する書類は印紙税を免除せられる。
- (三) 郵便年金の掛金として拂込むべきものに對しては年額二百圓迄は申出に依り所得税を免除せられる。

◇年金利用の種々相

年金の購買に資本を投下するは最少の煩勞を以て終生の間極めて安全に資本に比し最大の收獲を得るの方策でありとすれば、凡そ之は何人にも利用されるであらう。併しながら人それぞれ職業境遇を異にし、年金にも夫々考案された種類の設けられてあ



る以上、如何なる人が如何なる年金を購ふ事が最も便宜であり意義があるかを研究することも此際必要である。

**中年者と老衰** 或る研究に依れば年金は最も多く中年者の注意を惹くと云ふ事である。成程中年者にとつては老衰と云ふ事が假想上の問題ではない、既に一の現實の問題として考へられる。前途に恟々とした不安を抱いてゐる無数の中年者にとつて、年金は一の福音でなければならぬ。従つて最も多く利用さるゝ所は中年者である。

**老齡と即時年金** 年金は生命保険と異り年齢の制限は八十歳迄である。老齡職に堪えぬ人が愈々隱退する場合に多年勤勞の報ひとして受くる一時金は是非共年金に利用されねばならぬ。之を以て座食すれば頓ては費消し盡す日は來るに違ひない。然ればと云つて有利に投資せんとすれば、時に元利金共に失ふの危険を覺悟せねばならぬ。殊に老境に入つてはそれ等の仕事 既に煩しいものである。恚うした場合に即時支拂開始の年金を購ふ事は最も役立つもので、終生盡くることなく元利共に使用

すことが出来る。又第三者が老齡者を受取人として契約する場合も然うである。

**青年と貯蓄** 青年期にあつて所得能力旺盛なる者にとつては益々之を利用すべき機会が多い。勤儉節約して剩し得た所を最も安全に最も有効に投資し得る方法として年金以上の制度はない。不時の収入を拂込濟の年金購買に充てるのみでも、支拂開始期に至らば恐らく相當多額の累積を見るであらう。爾も之は終生潤るゝことのない泉である。

**婦人と年金** 婦人に在つては中年以前に於て既に即時年金購買の必要を感ずるもの頗る多い。女子が多少共纏つた金を手にした場合の從來の例を見るに殆ど大部分は活用の方法を誤つて悲惨な境遇に泣く事珍しくない。殊に男子と離れた場合の女子を考へて見ると、夫々境遇の異なるものあつても此必要は痛切に感じられる。寡婦となる場合或は獨身となる場合に豫め備へる唯一の方策として年金の利用がある。

**結婚と年金** 父母が愛する娘の結婚に際して終生の贈物として据置年金を購入するこ

とは萬金を投ずる衣服調度に勝る意義あることである。

他人の爲に 年金は他人を受取人とする場合に於て非常に廣い用途がある。永年勤続した使用人に對して主人が購ひ與へる場合を容易に想像出来る。商家では昔から多年誠實に働いた番頭手代に暖廉を分けるといふ習慣あつたが今日は其制度も廢れ勝ちである。此場合年金の購買が主人にも使用人にも最も適當な手段である。

恩給制度と年金 銀行會社の俸給生活者又は其他の勤勞所得者に對し多年の精勤を稿ふ意味で雇主が年金を與へるならば最も廣く年金制度の社會的意義がある。使用人に對する恩給施設の問題は將來に於て必ずや擡頭すべく豫想せられ、主人なり事業主が萬一に惜んで與へなかつたならば他日租税の形式に於て、遙かに重い負擔の落ちて來る事を覺悟せねばならない。これは今日社會問題勞働問題の旺盛あるに連れて漸次世論を高め、實際に於ても追々發達せんとする形勢に在る。恩給制度として年金を利用する場合の利益の要點を擧ぐれば次の通である。

(1) 經營の合理化 恩給制度は雇主が多數の被傭者に對して、所定の年齢又は勤績後毎年一定の金額を支拂ふ組織であるから其基礎は最も確實なるを要する。此點から見れば多數を集團としてその團體員間に危險の分散を行ふ年金利用に於て最も確實であら合理的である。

(2) 雇主の負擔の確定 雇主が自ら恩給の支給に當る時は、受給者の生存期間不明の爲め毎年の支出額が確定せず、惹いては失敗に終るの虞れがある年金を利用せば掛金額の範圍で之を確定する事が出来る。受給者が如何に長命するも負擔は決して増加しないのみならず、豫め元金留保の契約をして置けば受給者が短命であつた場合掛金は雇主又は受給者に返つて來る。

(3) 手數と經費の節約 雇主が獨立して恩給制度を設けるとすれば被傭者を解職した場合でも常に其者の生死を調査し恩給金支給の手數を要するが、年金を利用すれば是等の手數は全然要らない。雇主は單に賞與金を支給する程度の手數のみで最

初の契約申込を爲し以後掛金の拂込を爲す丈で済むのである。

(4)老廢者、解職の容易、平素恩給に對する掛金を拂込むで置けば、被傭者が老境に入つて能率減退等の場合之を解雇するも、これが爲に恩給に要する経費を増加することなく、被傭者も年金があるから解職さるゝも苦痛が少いのである。

(5)被傭者側の非難消滅、被傭者側に於ては自分達に受給權を確定してくれる雇主の年金利用に對して、安心して勤務することが出来、動搖することがない。

記念の贈物と年金 學校の同窓會が恩師の爲めに多額の金品を贈與して謝恩の意を表するに代つて年金を贈與する事は、終生之を記念するに足るであらう如く、記念を意味する贈物に年金を利用は頗る意義が深い。

一時的な収入 一時に多額な所得が中年以上の男子に、又は中年の女子に、主として寡婦や獨身の女子に入つて來た場合には即時年金購買の絶好機會である。

斷續的な収入 然も時期と金額の必ずしも一定しない場合は、僅かでも一時拂の方

法が適當である。

確定的な収入、殆ど確定せる収入で然も其金額の著しく多からざる場合は分割拂に依つて有効な年金を購ひ得るものである。

保険金の轉換 養老保険金を受取つた場合の多くの結果を見れば遺憾ながら意義ある用途に充てられるもの尠いのである。之を以て直に年金を購入することは最も有効の投資であつて終生其收穫を樂しむことが出来る。殊に簡易保険の如く比較的少額の保険金であれば用途に迷ふ中には何時の間にか費消され易い、即ち年金は簡易保険金を轉換すべき唯一の投資である。

以上の如く、萬民の憧れであつた恩給を購ふ制度は愈々出來たのである。云ひ換ふれば、人生の戦を終えて歸つて來る老戰士を遇するの準備として此年金制度は出來たのである。頓て我等は勤儉の生む美果として、永久に其報酬味を満喫し度いものである。

▲岩に根をまかせて海の松涼し  
▲案山子さへ箕笠つけし用意かな  
▲用意なき人はぬれゆく時雨かな  
▲ないものと思ふてかけた金が生き

▲人生の冬に備へよ

▲危きに備へて安きに生く

▲一人一口一生安心

▲年金は最上の長壽法

▽郵便年金法解説

▽郵便年金令

▽郵便年金規則

▽郵便年金令補説

- ◇ 國旗は戸毎に保險は人毎に
- ◇ 其内に掛ける保險が間に合はず
- ◇ 七つで學校十二で保險

## 郵便年金法解説

### 第一條 郵便年金事業ハ政府之ヲ管掌ス

本條は、事業經營の主體を示したもので、其の國營事業たる趣旨を明かにしたものである。そして、政府部内何れの官廳の所管に此の事業を屬せしむるやば、別に官制に依つて定まる所であるが、全國に普及完備する郵便局を其の業務機關とする必要上遞信省の所管となし、殊に、中産以下階級の生活保障をなすといふ點に於て、制度の目的を一にし且つ事務の性質を同じふする關係からみて、之が管理官廳を簡易保險局とし遞信局をして直接の監督を行はしめ、全國八千有餘の郵便局に之が現業事務を取扱はしむること簡易保險事業と同様最も便宜とする所である。

次に、此の事業の名稱を「郵便年金」と定められたのは、郵便貯金、郵便爲替等の例を參酌したもので、併せて一般生命保險會社に於て行ふ同種事業との混同を避けむが爲の理由も含まれてゐる。

第二條 郵便年金契約ハ政府カ契約者又ハ第三者ノ生存ニ關シテ其ノ者ニ年金ヲ支拂フヘキコトヲ約シ契約者カ對償トシテ政府ニ掛金ヲ拂込ムヘキコトヲ約スルモノトス

年金契約ノ種類年金受取人ノ年齢、掛金及年金受取人ノ爲ニ積立ツヘキ金額ノ計算

### ノ基礎ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

郵便年金制度は、特定の人の生存中無期限に年々一定の収入を保償するものであるが、此の年金制度本来の目的内容を本條に於て明瞭にしたのである。

之を法律的に説明するならば、本條は「人の生存を條件として定期に一定額の支拂を爲すことを約し、反對給付として豫め掛金を爲さしめる」所謂郵便年金契約の意義を確定したものであつて、此の條文に依つて郵便年金契約に於ては、

- (イ) 契約の當事者は保險者たる政府と其相手方たる年金契約者なること
- (ロ) 所謂被保險者は契約者以外の特定人なること、従つて當事者以外の第三者の爲にする年金契約の存在し得ること、(以下之を年金受取人たる第三者と云ふ)
- (ハ) 契約の目的は被保險者の生存を條件として年々一定の金額を支拂ふこと、従つて生存保險契約の一種なること
- (ニ) 年金受取人は被保險者と同一にして之と不可分なること、換言すれば被保險者以外に年金受取人の存する場合を全然認めないことで此の點は簡易保險の場合と異り此の制度に於ける特色である、
- (ホ) 政府の年金支拂義務と契約者の掛金掛込義務とは相對立して不可離の關係に在る、法律上所謂有償双務契約なること、

等の契約内容を有してゐることを知る事が出来る。

又第二項は、年金契約の種類及年金受取人、即ち被保險者たり得る者の年齢、掛金及年金受取人の爲に積立つべき金額の計算の基礎等に關する事項は、何れも契約上の權利義務に關する重要事項ではあるが、比較的細目

に亘るから簡易保險の例に倣ひ、勅令で定めることにしたのである。

此處で、特に年金の種類及掛金の拂込方法の概略に付説明を加ふるに、年金の種類に關しては當初先づ、終身年金のみを實施せむとするのであつて、今の處種類の定め方として問題になるのは、唯何時から年金の支拂を開始するやといふことにのみ懸つてゐるのであるが、此の點、勅令では佛國、白耳義、加奈陀及新西蘭の例に倣ひ即時年金と据置年金の二種類を置く見込である。

其の内容は、即時年金とは即時に年金の支拂を開始するもので、又据置年金は之を更に四種に別ち、加入者の選擇に従つて五十歳、五十五歳、六十歳又は六十五歳から年金の支拂を開始するものである。

次に、掛金拂込法には一時拂と分割拂とがあり、前に説明した即時年金では掛金の金額を一時に拂込ましめることとし、据置年金では一時拂のものと、分割拂のものと二種が認められる見込で、そして又、分割拂には更に年掛、半年掛、三月掛の三種が設けられる筈になつて居る。

尙茲に、一寸言及を要するは、郵便年金契約の法律上の性質乃至は位置である。

法文には別に明記されて居ないが、本契約が簡易生命保險契約と同じく、私法上の契約であることは勿論であつて、その第十九條に於て簡易保險審査會の裁決に對しては民事訴訟を提起することを認めた點から謂つてもこれは明かであらう。

隨つて、この契約に關して郵便年金法に規定なき事項に付ては、私法の通則たる民法の適用あることは當然のことと殊に、政府事業ではあるが國家が非營利事業として之を行ふ以上商行為でないことも亦疑ひなく、従つて商法の適用は受けないものと解すべきである。

### 第三條 年金ノ額ハ年金受取人一人ニ付年額二千四百圓以下トス

郵便年金制度は、主として中産以下階級の利用に供するものであるから、其の金額は我國中流以下の生活状態を標準として決定すべきであるが、本法は、これを月額二百圓以下と定めるのが大體適當と認たのである。而已ならず少数の者が高額年金を目的として本制度を利用する様なことになれば、勢ひ、事業の基礎に悪影響を及ぼすことになるのを慮れたからで、此の規定は全く簡易生命保険法第四條と同一精神に基き郵便年金事業が中産以下階級の利益を主眼とする社會政策的施設たる所以を明白にしたものである。

されば、其の目的とするところも、年金受取人一人を基準として定めた制限であつて、随つて、此の最高制限の範圍内に於て同一年金受取人に付數個の年金契約を締結して差支なきこと本規定の趣旨から見ても言を俟たないであらう。

又、茲に、最低制限に付ては別段規定されなかつた理由は、如上、事業自體に影響する事柄でなく、且契約者の直接利益に左程關係せざるところから命令細別に譲つたのである。

#### 第四條 年金契約ノ申込ヲ承諾シタルトキハ郵便年金證書ヲ年金契約者ニ交付ス

##### 郵便年金證書ニ記入スヘキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

年金契約は多數人を對象とし且長期間に亘つて生活資料を支拂ふことを約束する重要契約であるから、其の關係は文書を以て明かにして置き後日の證據となすのが當然である。

此の用に供するものが即ち郵便年金證書で、本條は年金契約成立したるときは、政府に於て契約者の請求を俟たず郵便年金證書を契約者に交付する旨を規定したものである。換言すれば、年金種類、年金額、掛金額、契約者及年金受取人の氏名、受取人の男女別及生年月日、元金留保若くは拋棄の別、契約效力發生年月日等、年

金契約の大綱を明記し契約者をして契約内容を諒知せしむる方法を講じ置くのは、將來の紛争を避くる上に於て極めて適切であると考へ、簡易生命保険法第六條と同様法律に明記した次第である。

而して、郵便年金證書面に記載すべき事項を如何にすべきやは、事、細則に渉るを以て是亦命令に譲ることにした。

#### 第五條 年金契約ノ效力ハ掛金ヲ拂込ミタル日ニ始マル

如上述べ來つた内容を有する年金契約から生ずる政府の責任が、如何なる時期より發生するやを明確にしたものが本規定であつて、其の效力發生の起算點を掛金拂込の日（一時拂のものにあつては掛金の全額を拂込みたる日、又分割拂のものにあつては其の第一回分を拂込みたる日）となし簡易保険の場合と取扱を異にしたのは、畢竟年金事業に於ては簡易保険と異り掛金の額は相當高額の所から加入者に金利の損失を蒙らしめざらんが爲、少しでも早く契約の成立を認めんとしたもので、制度の統一と謂ふことより契約者の利益を重視した結果に外ならない。

#### 第六條 年金受取人カ第三者ナルトキハ其ノ第三者ハ當然年金契約ノ利益金ヲ享受ス

本條は、會社工場等が其の使用人の爲にする場合とか、又は、親が子の爲にする場合の如く第三者の爲にする年金契約の效力を規定したものである。

斯くの如き契約は受取人たる第三者にとつて利益でこそあれ、何等迷惑を醸さないといふ實際の事情を忖度し受益者たる第三者の承諾を要せずして直に年金の效力を認められたもので、簡易保険と同様此點一般法たる民法の特例を設けたものである。

第七條 年金契約者ハ年金契約申込ノ際年金受取人ノ死亡又ハ年金契約ノ解除若ハ變更ノ場合ニ於テ拂込掛金ノ返還ヲ請求スル權利ヲ自己又ハ年金受取人タル第三者ノ爲ニ留保スルコトヲ得

返還ヲ請求シ得ヘキ拂込掛金ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本制度は、年金受取人の生存期間中、其の生活費補給をなすのが本来の目的であるから、一旦其の人が早世したときは爾後補給を停止し、結局長命した人程長期間の支拂を受けることを特長とするものである。即ち、年金制度に於ては、拂込掛金算出の有利低廉なるを圖る爲、受取人の死亡若しくは解約等中途契約の消滅したる場合は既に拂込んだ掛金全部を抛棄せしむることを理想とするものである。然るに、一面、契約者側に於ては、受取人の死亡した場合、自己に拂込掛金の返還を欲することもあるだらうし、又、好意的に他人の爲に年金契約を締結する場合、將來事情の變化等に因り契約解除をする必要に迫られる場合も豫想するに難くない。殊に被保険者の死亡、契約の解除又は變更等の場合、既に拂込んだ掛金を全く返還しないことにするのは、時として世間一般の人情から見ても苛酷に失するの感がないではない。そこで是等の事實等を綜合し拂込掛金の返還請求を爲し得る途を設け置くことは、とりも直さず、加入者の意思を尊重する所以たると共に公衆の實生活と制度とを接近せしむる捷徑と謂はなければならない。

本條は、乃ち此の點を考慮して、掛金を抛棄するもの（勅令以下に於ては之を元金抛棄と云ふ）と留保するもの（勅令以下に於ては之を元金留保と云ふ）との二様の契約の併存を認めたるものである。

而して、茲に、元金留保の意思表示を爲し得る時期を契約申込の際と限定したのは、拂込掛金の確定を爲す上に於て必要なるのみならず、これが爲、他日契約者に於て健康状態に變化あつた場合、所謂逆選擇を亂用して事業經營の基礎を危くするに至ることあるを防いだものである。尙本條に於て、元金の返還を請求し得べき權利者を契約者又は年金受取人に限つた理由は、本契約に全然關係なき他人に之を認むるの必要がないばかりでなく、寧ろ弊害を招致する虞れがあるからである。

第二項の規定は返還請求を爲し得る拂込掛金の額は各個の場合に依つて算出方法を異にし、一々法律に規定するを困難とするから之を勅令に譲つたに外ならない。

第八條 自己ヲ以テ拂込掛金ノ受取人ト爲シタルトキハ年金契約者ハ年金受取人タル

第三者ヲ以テ拂込掛金ノ受取人ト爲スコトヲ得

年金受取人タル第三者ヲ以テ拂込掛金ノ受取人ト爲シタルトキハ年金契約者ハ之ヲ

變更スルコトヲ得ス

第三者に恩恵を與へる目的で其者を年金受取人とする年金契約を締結した場合には拂込掛金の受取權をも其の第三者に歸屬せしめた方が、寧ろ本来の目的に副ふやうな場合が鮮くない。

本條は、右の如き實狀を斟酌して契約者が元金の返還請求權を有する契約に於ては、後日、元金受取權を年金受取人に移轉する場合に限つて元金受取人の指定變更を爲すことを得せしめたものである。と同時に、年金受取人たる第三者を以て拂込掛金の受取人と爲したるときは、後日、尙契約者に於て之を變更することは著しく



其第三者の期待に背く結果となるから第二項を以て之を禁止したのである。

**第九條** 年金又ハ第七條ニ規定スル拂込掛金ヲ受取ルヘキ權利ハ之ヲ讓渡スルコトヲ得ス

本條は、次の年金差押禁止に關する規定と、併せて、年金加入者の權利を確保する趣旨に出たのである。

**第十條** 年金ヲ受取ルヘキ權利ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス但シ年額二百圓ヲ超ユル金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

本條は前條の讓渡禁止規定と相俟つて、年金加入者の保護を徹底し、本制度をして社會政策的施設たる使命を完からしめんとするものである。

年金二百五十圓以内に限り差押を禁じたのは、主として、最少生活費の關係を考慮したもので且取引の安全を保護する爲には此の程度を以て適當と認めたと外ならない。

尙こ、て、差押の禁止が年金だけに限り元金返還請求權に迄及ぼさなかつたのは、元金返還請求權は年金と異なり老後の生活安定の爲にするが如き本質のものでないといふ理由に基くのである。

**第十一條** 年金契約納者ハ第三者ヲシテ年金契約者トシテノ權利義務ヲ承繼セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ年金契約者カ年金受取人ニ非サルトキハ年金受取人ノ同意ヲ

得ルコトヲ要ス

前項ノ承繼ハ政府ニ通知スルニ非サレハ之ヲ以テ政府ニ對抗スルコトヲ得ス

本條は、主として掛金の分割拂の場合に於て生ずる問題であるが、年金契約の存続中契約者の變更即ち他人をして年金契約者として一切の權利義務を承繼せしむることを認むるは、契約の維持を計る上に於て妥當なるのみならず、年金契約者たる會社の承繼合併等の場合に於ては、是非とも必要なる便法である。

こゝにイ年金契約者の有する權利義務一切の承繼を要することゝしたのは權利義務の一部のみを移轉するが如きは徒らに契約關係を複雑ならしむる悞れあるからで、口年金契約者が年金受取人に非ざるときは其の同意を必要としたのは、契約者の何人なるかは年金受取人にとつて重大な關係がある。例へば契約者の如何によつて年金受取等の目的を以て解除權を亂用するかも知れない、これ年金受取權を不安ならしむる所であるから、同意を要件とした次第である。又ハ政府に對する對抗要件として通知を必要としたのは、新たなる契約者との間に掛金の拂込其の他年金契約上の權利義務關係を生ずるに至るから、政府に於て其の相手方を確知するの必要があるから之等諸點は簡易生命保險法第十四條の規定と全く同一の趣旨を有するものである。

**第十二條** 年金契約者ハ年金支拂ノ事由發生スル迄ハ年金契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得前項ノ解除ハ將來ニ向テノミ其ノ效力ヲ生ス

年金契約は長期に亘つて繼續するものであるから、契約當時の事情等は、其の間變化することあるを免れない殊に掛金分割拂のものに在つては契約者の拂込能力に變動を生ずるは想像し得る所である。是れ、本條によ

つて契約者に解除権を認めたる理由である。  
解除を爲し得る時期を年金支拂開始前に限つたのは支拂開始後に於ては加入者側には年金受領権は存するけれども、何等之に對應する義務はなく、隨て解除し得ることとするのは却て害こそあれ、格別益がないからで、又第二項に於て解除の效力を將來に向つてのみ生ぜしむることとした理由は、解除の時迄、兎に角、政府は契約上の責任を負担して居たのであるから、一般民法の場合の如く既往に遡及して原状に回復せしむべき筋合のものではないからである。

**第十三條 年金契約者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ年金契約ノ變更ヲ請求スルコトヲ得**

本條は、事業經營上支障を來さざる範圍に於て契約者が、其の権利として契約の變更を爲し得ることを認めたものである。如何なる場合が性質上支障を來さざるやば事、細目に涉るを以て命令で規定することにしたが大體元金留保の据置終身年金に限り其の据置期間中は年金支拂開始年齢を變更し、又は即時終身年金に變更すること、

(イ) 年金支拂開始前に限り年金額及掛金額を變更すること、  
(ロ) 掛金分割拂の契約に在つては既に拂込んだ掛金を以て掛金拂濟契約に變更すること、  
等の場合に限り認められる見込である。

**第十四條 年金契約者掛金ヲ拂込マスシテ命令ノ定ムル猶豫期間ヲ經過シタルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ年金契約ヲ既ニ拂込ミタル掛金ニ依ル掛金拂濟年**

**金契約ニ變更スルコトヲ得**

前項ノ場合ニ於テ掛金拂濟年金契約ニ變更セラレサル年金契約ハ解除セラレタルモノト看做ス

**第十二條第二項ノ規定ハ前項ノ解除ニ之ヲ準用ス**

これは、掛金分割拂の契約に限つて起る問題であるが契約者の經濟狀態の變化等に因り、將來、よしんば掛金拂込能力に支障を來す様なことがあつたにしても既拂込掛金の範圍に於ける、年金契約に變更し、依然、契約を繼續して居るものとして置けば、年金本來の目的を達する上に於て甚だ重寶である。  
本條は、乃ち之を規定したもので其の第一項は、契約者が一定の猶豫期間内に延滞せる掛金を拂込まざるときは、政府に於て契約者の請求を俟たず、既に拂込まれた掛金を以て猶豫期間満了の時に掛金拂濟契約に變更し、以て將來契約者が掛金を拂込まざるも、其の儘有効に契約を存続せしめ其失效を防がんとしたもので、又第二項は右の場合に於て既に拂込まれた掛金額が僅少で、之を掛金拂濟契約に變更するも年金として效力微弱なる場合は、徒らに手数を要するの虞があるから、法律上當然解除し得るものとなしたのである。尤も、元金拋棄の契約に於ては此の法定解除を爲すも、解除に因り何等元金の返還の途がなく加入者にとつて甚だ酷なる結果に陥らざるを得ないことになるが、これに對しては別に命令に於て救済の方法を講ぜられる筈である。

**第十五條 第七條ノ規定ニ依リテ拂込掛金ノ返還ヲ請求スル權利ヲ留保シタル場合ニ**

於テハ年金契約者又ハ年金受取人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ拂込掛金ノ範圍内ニ於テ貸付ヲ請求スルコトヲ得

既に述べた如く、本法第九條に於ては年金又は元金を受取るべき権利の譲渡を禁止して居る。随つて自然民法上この権利は質入すら出來ざる結果となり、著しく金融の途を尊はれた権利とならざるを得ない。

本條は、この不便を匡正し、契約者の經濟状態に他日一時的變動を來した場合の救済策として、拂込金の範圍内に於て貸付の途を講じたもので、簡易保險の契約者貸付と同一精神に基くものである。

貸付を爲し得る契約を元金留保のものに限り、元金抛棄の契約に付て之を認めなかつたのは、不辨済の場合、擔保の欠缺に基き事業上、損失を來すことあるを避けた結果である。

其他、貸付金額の限度及條件に付ては、命令に譲ることになつて居るが、大體

(イ) 振替貸付 掛金に振替ふる爲契約者に貸付けるもの、

(ロ) 普通貸付 年金支拂開始前に於ては契約者に限り又支拂開始後に於ては年金受取人に貸付を爲すもの、との二つの方法がある。

第十六條 年金又ハ第七條ニ規定スル拂込掛金ヲ支拂フヘキ場合ニ於テ其ノ年金契約

又ハ之ニ基キテ爲シタル貸付ニ付政府カ辨済ヲ受クヘキ金額アルトキハ支拂金額ヨ

リ之ヲ控除ス

本條は、政府の加入者に對する、年金又は元金支拂義務と、加入者の政府に對する債務、例へば掛金、其の延滞料利息並に貸付辨済金及貸付利息等の併存する場合に於て、其の債權、債務の關係を便宜處理せんとする目的から出たもので、民法上の所謂相殺に該當するものである。

勿論、年金の場合に於ては、嚴格なる意義に於ける民法上の相殺と異り、多少それより條件を緩にし、苟も政府の債務と加入者の債務とが相對立して、何れも辨済期に達せる上は、政府は其の支拂額より辨済金額を控除した殘額のみを支拂ふこととしたが、是れ、畢竟、事務の簡捷と債權確保との二つの目的を達せんが爲めに外ならないこと、簡易保險の場合と同様である。

第十七條 當該官署カ命令ノ定ムル所ニ依リ年金又ハ年金契約者若ハ年金受取人ニ返

還スヘキ金額ヲ支拂ヒタルトキハ其ノ支拂ハ之ヲ有效トス

簡易生命保險法、郵便貯金法、並に郵便爲替法に於ける同種規定と同一目的に出たもので、郵便局窓口の如く多數公衆に對し支拂を爲す場所に在つては、一般民法上に規定されたと同様の程度方法を以て辨済受領者の權限等に付嚴密なる注意を拂ふことは到底困難とするところである。故に辨済の效力に付特別規定を設けたことは蓋し已を得ない所で紛争の生ずるを豫め防ぐと共に、特に公衆側の注意を要求し實際取扱事務の簡捷を計らんとしたものである。

第十八條 年金支拂ノ義務及拂込掛金返還ノ義務ハ二年、掛金拂込ノ義務ハ一年ヲ經

過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

本條は、年金契約より生ずる政府及加入者の債務に關する短期時効を定めたもので、商法及簡易生命保險等に於ける同種規定とひとしく、會計法及民法に對する特別規定をさだめたものである。政府の年金及年金支拂義務に付ては二年としたるに加入者の掛金拂込の義務に付ては一年となし、其の間に差別を設けたのは加入者側の保護を重視した爲である。過誤拂等に因つて生ずる債務其他、本條に該當せざる種類の債務に付ては本條の適用なく、會計法の規定に依ることは當然で、又消滅時効の起算點に付ては、權利を行使し得べき時なること一般の場合と同様と知るべきである。

**第十九條** 年金契約者又ハ年金受取人が郵便年金ニ關スル事項ニ付政府ニ對シテ民事訴訟ヲ提起スルニハ簡易生命保險審査會ノ審査ヲ經ルコトヲ要ス

年金契約に關し加入者と政府との間に意見の衝突を見た場合、直ちに、民事裁判を提起せしむることとするならば、事實、加入者は其の手續の煩雜なると、出費の少からざるとの爲に、十分其の權利を主張し得ざるの結果となるであらう。乃ち、中産以下階級の權利主張の機會の失はれることあるを慮り、年金に關する爭議は先づ、審査會の審査を受けしめ、何等費用を要することなく且、極めて簡單なる手續の下に之が、公平なる批判と解決を爲さしむるの方法を講じたのが本條である。而して別に特別の機關を設置せず、既設簡易生命保險審査會を利用せしむることとしたのは、之が爲別段の弊害がない許りでなく、審査請求件數も亦稀れなるべきを豫想した爲である。

**第二十條** 前條ノ審査ノ請求ハ時効ノ中斷ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

前條の審査請求に關する規定は、加入者保護の爲に設けたものであるから、時効の中斷に關しても亦民法第百四十九條に所謂、裁判上の請求と同一の效力を有せしむること加入保護の趣旨を一貫する所以なるが故に簡易保險と同様本條を設けた次第である。

**第二十一條** 郵便年金ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス

印紙稅第一條及第五條に依れば『財産權ニ關スル證書又ハ帳簿ハ官廳若ハ公署ヨリ發スルモノ又ハ官廳若ハ公署ニ職ヲ奉ズル者ノ職務上發スルモノ』を除く外印紙稅を課せられることになつて居る。乃ち、この結果、本事業に關し政府の發する書類には印紙稅を課せられないが、加入者の發する書類には印紙稅を課せられることになるのであるが、本法は年金加入者保護の必要に基き、簡易生命保險、健康保險等に於けると同趣旨に依り年金契約に關する書類に付ては印紙稅を免除することにしたのである。

**第二十二條** 郵便年金事務ニ關スル郵便物ハ命令ノ定ムル所ニ依リ無料ト爲スコトヲ得

本條は、郵便年金事務は、郵便局に於て取扱ふものであるから、郵便局に於ける他の總べての事務に關して郵便を無料とせる例に倣つて規定したものである。是れは、郵便年金の社會政策的事業たる性質に鑑み出来るだけ事業費を低廉ならしむる見地より謂ふも本條を設くるの意趣が存するのである。其内容に付ては尙命令で定むることになつて居る。(簡易保險局事務官猪熊貞治氏解説)

### 郵便年金令

- 第一條 郵便年金ハ即時終身年金及据置終身年金トス
- 第二條 即時終身年金ニ在リテハ年金契約ノ效力發生シタル日ヨリ年金受取人ノ死亡ニ至ル迄年金ノ支拂ヲ爲スモノトス
- 第三條 据置終身年金ニ在リテハ年金受取人カ一定ノ年齢ニ達シタル日ヨリ其ノ死亡ニ至ル迄年金ノ支拂ヲ爲スモノトス
- 第四條 据置終身年金ハ左ノ四種トス
  - 一 五十歳支拂開始据置終身年金
  - 二 五十五歳支拂開始据置終身年金
  - 三 六十歳支拂開始据置終身年金
  - 四 六十五歳支拂開始据置終身年金
- 第五條 新ニ年金受取人タルコトヲ得ル者ノ年齢ハ即時終身年金ニ在リテハ四十歳以上八十歳以下、据置終身年金ニ在リテハ十二歳以上六十歳以下トス
- 第六條 年金契約ヲ爲シタル後年金受取人ノ年齢ニ付錯誤アルコトヲ發見シタル場合ニ於テ郵便年金法第五條ノ掛金拂込ムコトヲ要セス
- 第七條 掛金ノ算定ニ關シテハ年金受取人ノ年齢ハ出生ノ月ヨリ年金契約申込ノ月迄月ヲ以テ計算シ一年未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ其ノ端數カ七月以上ナルトキハ之ヲ一年ニ切上ケ六月以下ナルトキハ之ヲ切捨ツ
- 第八條 年金支拂開始年齢ハ年金受取人カ年金契約申込ノ日ニ於テ前項ノ規定ニ依リ算出シタル年齢ニ
- 第九條 掛金拂込ムコトヲ要セス
- 第十條 年金ハ年金支拂ノ事由發生シタル日ヨリ三月毎ニ各其ノ經過シタル期間分ヲ支拂フ但シ期間ノ中途ニ於テ年金受取人死亡シタルトキハ其ノ期間ニ付テハ月割ヲ以テ計算シ死亡ノ日ヲ含ム月割分迄ヲ支拂フ
- 第十一條 郵便年金法第七條ノ規定ニ依リ返還スヘキ掛金ノ額ハ左ノ區別ニ依リ
  - 一 死亡ノ日迄ノ掛金(拂込ムヘキモノヲ含ム)
  - 二 額但シ支拂ヒタル年金(支拂フヘキモノヲ含ム)アルトキハ其ノ金額ヲ差引キタル殘額
- 第十二條 年金契約解除セラレタル場合
  - 一 契約解除ノ日迄ノ掛金(拂込ムヘキモノヲ含ム)
  - 二 額ノ百分ノ九十以上ニシテ逓信大臣ノ定ムル額
- 第十三條 年金契約變更セラレタル場合
  - 一 契約變更ノ日迄ノ掛金(拂込ムヘキモノヲ含ム)
  - 二 額

- 第十四條 逓シタルモノト看做シ之ヲ計算ス
- 第十五條 掛金ノ拂込ム一拂及分割拂トス
- 第十六條 年金契約ノ申込ヲ爲スニハ之ト同時ニ掛金一時拂ノモノニ在リテハ掛金ノ全額ヲ、掛金分割拂ノモノニ在リテハ其ノ第一回分ヲ拂込ムコトヲ要ス
- 第十七條 掛金ハ左ノ基礎ニ依リ計算ス
  - 一 明治四十五年內閣統計局ノ發表シタル第二表ノ死亡率ヨリ男子ニ在リテハ男子死亡率ノ二割ヲ、女子ニ在リテハ女子死亡率ノ三割ヲ減シテ作成シタル死亡生殘表
  - 二 掛金一時拂ナルトキハ市場ニ於ケル公債ノ時價ニ準シ逓信大臣ノ定ムル豫定利率
  - 三 掛金分割拂ナルトキハ年五分ノ豫定利率
  - 四 年金受取人ノ爲ニ積立ツヘキ金額ハ前項ノ基礎ニ依リ純保險料式ヲ以テ之ヲ計算ス
- 第十八條 拂込掛金ノ返還ヲ請求スル權利ヲ留保セサル年金契約ニ於テ年金受取人死亡シ又ハ年金契約解除セラレタル場合未ダ拂込マサル掛金アルトキハ之

- 第十九條 掛金ノ算定ニ關シテハ年金受取人ノ年齢ハ出生ノ月ヨリ年金契約申込ノ月迄月ヲ以テ計算シ一年未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ其ノ端數カ七月以上ナルトキハ之ヲ一年ニ切上ケ六月以下ナルトキハ之ヲ切捨ツ
- 第二十條 年金支拂開始年齢ハ年金受取人カ年金契約申込ノ日ニ於テ前項ノ規定ニ依リ算出シタル年齢ニ
- 第二十一條 掛金拂込ムコトヲ要セス
- 第二十二條 年金ハ年金支拂ノ事由發生シタル日ヨリ三月毎ニ各其ノ經過シタル期間分ヲ支拂フ但シ期間ノ中途ニ於テ年金受取人死亡シタルトキハ其ノ期間ニ付テハ月割ヲ以テ計算シ死亡ノ日ヲ含ム月割分迄ヲ支拂フ
- 第二十三條 郵便年金法第七條ノ規定ニ依リ返還スヘキ掛金ノ額ハ左ノ區別ニ依リ
  - 一 死亡ノ日迄ノ掛金(拂込ムヘキモノヲ含ム)
  - 二 額但シ支拂ヒタル年金(支拂フヘキモノヲ含ム)アルトキハ其ノ金額ヲ差引キタル殘額
- 第二十四條 年金契約解除セラレタル場合
  - 一 契約解除ノ日迄ノ掛金(拂込ムヘキモノヲ含ム)
  - 二 額ノ百分ノ九十以上ニシテ逓信大臣ノ定ムル額
- 第二十五條 年金契約變更セラレタル場合
  - 一 契約變更ノ日迄ノ掛金(拂込ムヘキモノヲ含ム)
  - 二 額

ム)ノ額ヨリ變更後ノ契約ニ付當初ヨリ變更ノ日迄ニ拂込ムヘカリシ掛金ノ額ヲ差引キタル殘額ノ百分ノ九十以上ニシテ遞信大臣ノ定ムル額

附 則  
本令ハ郵便年金法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 郵便年金規則

#### 目次

- 第一章 總則
- 第二章 契約ノ成立
- 第三章 掛金ノ分割拂込
- 第四章 年金ノ支拂
- 第五章 契約ノ異動變更
- 第六章 契約ノ消滅
- 第七章 返還金ノ支拂
- 第八章 貸付
- 第九章 郵便年金規則

第一條 郵便年金ハ郵便官署ニ於テ之ヲ取扱フ但シ特ニ之ヲ取扱ハサルコトヲ告示シタル郵便官署ハ此ノ

限ニ在ラス

第二條 年金額ハ掛金分割拂ノ年金契約ニ在リテハ年額百二十圓以上、掛金一時拂ノ年金契約及掛金拂濟年金契約ニ在リテハ年額十二圓以上トス但シ郵便年金令第六條ノ規定ニ依リ年金額ヲ更正シタル場合及拂込掛金ノ返還ヲ請求スル權利ヲ留保セサル年金契約ニシテ郵便年金法第十四條第一項ノ規定ニ依リ掛金拂濟年金契約ニ變更セラレタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條 年金額ニハ年額ニ付一圓未満ノ端數ヲ附スルコトヲ得ス但シ年金契約變更ノ場合及郵便年金令第六條ノ規定ニ依ル年金額更正ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

#### 第一章 總則

第一條 郵便年金ハ郵便官署ニ於テ之ヲ取扱フ但シ特ニ之ヲ取扱ハサルコトヲ告示シタル郵便官署ハ此ノ

第四條 掛金分割拂ノ掛金ハ年掛トス但シ半年掛又ハ三月掛ト爲スコトヲ得

第五條 掛金分割拂ノ掛金額ハ別表ノ定ムル所ニ依ル掛金一時拂ノ掛金額ハ別ニ告示スル所ニ依ル

第六條 同一ノ年金契約ニ付年金契約者數人アルトキハ其ノ一人ヲ代表者トスヘシ

第七條 同一ノ年金契約ニ付年金契約者數人アル場合前項ノ代表者ハ他ノ年金契約者ヲ代理スルモノトス

第八條 年金契約ニ關シ郵便官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ年金契約者又ハ年金受取人ヲシテ保證人ヲ立テシメ又ハ證明ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第九條 年金契約ニ關シ郵便官署ニ差出ス書類ニハ郵便年金證書ノ記號番號ヲ記載スヘシ

第十條 年金契約者又ハ年金受取人ハ左ノ場合ニ於テ郵便年金證書、掛金領收帳、年金支拂通知書、元金返還通知書、掛金返還通知書又ハ年金貸付證書ノ再度交付ヲ請求スルコトヲ得

一 證書、領收帳又ハ通知書ヲ亡失シタルトキ

二 證書、領收帳又ハ通知書ヲ毀損汚斑シテ不判明トナリタルトキ

郵便年金證書再度交付ノ請求ニ對シテハ證書一通ニ付料金十錢ヲ徴收ス但シ郵便官署ニ於テ已ムヲ得サル事由アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 年金契約者又ハ年金受取人前條ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ證書、領收帳又ハ通知書ノ再度交付請求書ヲ作成シ郵便年金證書ノ請求ニ在リテハ料金相當ノ郵便切手ヲ貼附シ之ヲ郵便局ニ差出スヘシ此ノ場合ニ於テ證書、領收帳又ハ通知書アルモノハ之ヲ添附シ郵便年金證書ヲ差出シタルトキハ其ノ受領證ヲ受取ルヘシ

前項ノ請求アリタルトキハ簡易保險局ニ於テ證書、領收帳又ハ通知書ヲ作成シ之ヲ請求人ニ交付ス

亡失シタル證書、領收帳又ハ通知書ヲ發見シタルトキハ郵便局ニ之ヲ返還スヘシ

第十二條 前條ノ規定ニ依リ證書、領收帳又ハ通知書

再度發行ヲ爲シタルトキハ原證書、原領收帳又ハ原通知書ハ無効トス

第十三條 年金契約者又ハ年金受取人年金支拂通知書元金返還通知書、掛金返還通知書、又ハ年金貸付證書ニ指定シタル拂渡郵便局ヲ變更セムトスルトキハ其ノ旨ヲ記載シタル請求書ヲ郵便局ニ差出スヘシ  
拂渡郵便局變更ノ手續ヲ了シタルトキハ其ノ旨ヲ請求人ニ通知ス

第十四條 年金契約ニ關シ郵便切手ヲ以テ納付スル料金ニ過納又ハ誤納アリタルトキハ納付人ノ請求ニ依リ其ノ納付ヲ受ケタル郵便局ニ於テ郵便切手ヲ以テ之ヲ還付ス

第二章 契約ノ成立

第十五條 年金契約ノ申込ヲ爲サムトスル者ハ年金契約申込書用紙ニ左ノ事項ヲ記載シ記名調印ノ上掛金ヲ添ヘ之ヲ郵便局ニ差出シ掛金領收證ヲ受取ルヘシ  
此ノ場合ニ於テ即時年金契約ノ申込ヲ爲スモノナルトキハ郵便局ニ於テ交付スル用紙ニ依リ年金受取人

ノ印鑑届ヲ作成シ之ヲ申込書ニ添附スヘシ

- 一 年金ノ種類
- 二 年金額
- 三 郵便年金法第七條ノ規定ニ依ル掛金(以下元金ト稱ス)ノ返還ヲ請求スル權利ノ留保(以下元金留保ト稱ス)又ハ拋棄(以下元金拋棄ト稱ス)ノ別
- 四 掛金一時拂又ハ分割拂ノ別、分割拂ニ在リテハ拂込回数(年掛、半年掛、三月掛)
- 五 掛金額並半年掛及三月掛ニ在リテハ其ノ一回分ノ金額
- 六 掛金分割拂ニ在リテハ第二回以後ノ掛金ヲ拂込ムヘキ郵便局名又ハ郵便振替貯金口座番號
- 七 年金契約者ノ氏名又ハ名稱(契約者數人アルトキハ代表者ノ表示)及住所
- 八 年金受取人ノ氏名、男女ノ別生年月日及住所
- 九 元金留保ノ年金契約ニ在リテハ元金受取人ノ氏名又ハ名稱

十 年金受取人ニ付既ニ郵便年金契約アルトキハ郵便年金證書ノ記號番號及其ノ年金額又現ニ郵便年金契約申込中ニ係ルモノアルトキハ其ノ旨及申込年金額

十一 即時年金ニ在リテハ年金支拂郵便局名

第十六條 前條ノ場合ニ於テ掛金一時拂ノモノナルトキハ簡易生命保險ノ保險金ヨリ掛金ノ振替拂込ヲ爲スコトヲ得

前項ノ振替拂込ヲ爲サムトスル者ハ申込書ニ其ノ旨ヲ記載シ之ニ保險金支拂ノ請求ニ必要ナル書類ヲ添付スヘシ

第十七條 簡易保險局年金契約ノ申込ヲ承諾シタルトキハ郵便年金證書及掛金領收帳ヲ年金契約者ニ交付ス但シ掛金一時拂ノモノ及掛金郵便振替貯金振替拂込ノモノニ在リテハ掛金領收帳ハ之ヲ交付セス  
簡易保險局年金契約ノ申込ヲ承諾セサルトキハ其ノ旨ヲ記載シタル掛金返還通知書ヲ年金契約申込人ニ送付ス

年金契約申込人前項ノ通知書ヲ受ケタルトキハ之ニ記名調印ノ上掛金領收證ヲ添ヘ通知書ニ指定シタル郵便局ニ差出シ掛金ノ拂戻ヲ受クヘシ

第十八條 郵便年金證書ニハ左ノ事項ヲ記載シ簡易保險局長記名調印ス

- 一 年金ノ種類
- 二 年金額
- 三 年金支拂開始期及毎年ノ年金支拂月日
- 四 元金留保又ハ元金拋棄ノ別
- 五 掛金額及掛金分割拂ニ在リテハ其ノ拂込期間
- 六 年金契約者ノ氏名又ハ名稱(契約者數人アルトキハ代表者ノ表示)
- 七 年金受取人ノ氏名男女ノ別及生年月日
- 八 元金留保ノ年金契約ニ在リテハ元金受取人ノ氏名又ハ名稱
- 九 年金契約ノ效力發生年月日
- 十 郵便年金證書記號番號

第三章 掛金ノ分割拂

第十九條 掛金分割拂ノ掛金拂込期間ハ年金契約ノ效力發生ノ日ヨリ年金支拂開始ノ日ノ前日迄トス  
元金留保ノ年金契約前項ノ期間内ニ消滅シタルトキハ消滅ノ日迄ニ第二十條ノ規定ニ依ル拂込期日ノ到達セサル掛金ハ之ヲ拂込ムコトヲ要セス

第二十條 掛金分割拂ノ掛金ハ年掛ニ在リテハ毎年年金契約ノ效力發生ノ日ニ應當スル日迄ニ、半年掛三月掛ニ在リテハ其ノ期ノ初日迄ニ拂込ムヘシ

前項ノ規定ニ依リ拂込期日前ニ掛金ノ拂込ヲ爲シタルモノアル場合ニ於テ其ノ契約カ拂込期日前ニ消滅シタルトキハ其ノ掛金ハ之ヲ返還セス

第二十一條 掛金分割拂ノ掛金ハ年金契約者其ノ指定シタル郵便局ニ拂込ミ掛金領收帳ニ其ノ旨記入ヲ受クヘシ

第二十二條 年金契約者ハ第二回後ノ掛金ニ付郵便振替貯金ヨリ掛金ノ振替拂込ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テハ口座所管廳ニ於テ拂込期間毎ニ當該加入者ノ貯金ヨリ掛金ノ振替拂込ヲ爲ス

第二十三條 年金契約者掛金分割拂ノ拂込回数ヲ變更セムトスルトキハ其ノ旨ヲ記載シタル届書ヲ掛金拂込郵便局ニ差出シ掛金領收帳アルモノハ其ノ訂正ヲ受クヘシ

第二十四條 年金契約者掛金拂込郵便局ヲ變更セムトスルトキハ其ノ旨ヲ記載シタル届書ヲ掛金拂込郵便局又ハ掛金拂込ヲ爲サムトスル郵便局ニ差出シ掛金領收帳ノ訂正ヲ受クヘシ

第二十五條 年金契約者第二十一條第二十二條ノ掛金拂込方法ヲ交互ニ變更セムトスルトキハ其ノ旨ヲ記載シタル請求書ヲ掛金拂込郵便局又ハ掛金拂込ヲ爲サムトスル郵便局ニ差出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ第二十二條ノ拂込方法ヲ第二十一條ノ拂込方法ニ變更セムトスルモノニ在リテハ簡易保險局ニ於テ掛金領收帳ヲ作成シ之ヲ年金契約者ニ交付ス

第二十六條 掛金ノ拂込猶豫期間ハ第二十條ノ掛金拂込期日後二箇月トス

トキハ其ノ都度委任狀ヲ差出スコトヲ要ス  
第二十九條 年金受取人死亡シタル場合ニ於テ年金受取人ノ相續人年金支拂ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ郵便年金證書ヲ呈示シタル上年年金支拂請求書ニ年金受取人ノ死亡年月日及年金受取人トノ續柄ヲ證明スヘキ戸籍謄本又ハ抄本ヲ添ヘ郵便局ニ差出スヘシ

第三十條 前條ノ請求アリタルトキハ簡易保險局ハ年金支拂通知書ヲ年金受取人ノ相續人ニ送附ス  
年金受取人ノ相續人前項ノ通知書ヲ受ケタルトキハ之ニ記名調印シ郵便年金證書ヲ添ヘ通知書ニ指定シタル郵便局ニ差出シ年金ノ拂渡ヲ受クヘシ

第三十一條 年金ヲ支拂フヘキ場合ニ於テ其ノ年金契約ニ付政府ニ於テ辨濟ヲ受クヘキ金額アルトキハ之ヲ支拂フヘキ金額ヨリ控除シ其ノ旨ヲ年金受取人ニ通知ス

掛金ノ拂込ヲ猶豫シタル場合ニ於テハ掛金額一圓又ハ其ノ端數毎一月又ハ其ノ端數ニ付一錢ノ延滞金ヲ徴收 但シ郵便官署ニ於テ已ムヲ得ル事由アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四章 年金ノ支拂

第二十七條 据置年金ノ年金支拂開始期到達シタルトキハ年金受取人ハ郵便年金證書ヲ呈示シタル上年年金支拂郵便局指定届及郵便局ニ於テ交付スル用紙ニ依リ作成シタル印鑑届ヲ郵便局ニ差出スヘシ

第二十八條 年金受取人年金ノ支拂ヲ受ケムトスルトキハ郵便年金證書ヲ呈示シタル上郵便局ニ於テ交付スル用紙ニ依リ作成シタル郵便年金受領證ニ生存ヲ證明スヘキ戸籍抄本ヲ添ヘ之ヲ年金支拂郵便局ニ差出シ年金ノ拂渡ヲ受クヘシ

第二回以後ノ年金支拂ヲ受ケムトスル場合ニ於テハ前項ノ戸籍抄本ハ生存ヲ證明スルニ足ル他ノ文書ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

委任ニ因ル代理人ニ於テ年金ノ支拂ヲ受ケムトスル

第三十條 前條ノ請求アリタルトキハ簡易保險局ハ年金支拂通知書ヲ年金受取人ノ相續人ニ送附ス  
年金受取人ノ相續人前項ノ通知書ヲ受ケタルトキハ之ニ記名調印シ郵便年金證書ヲ添ヘ通知書ニ指定シタル郵便局ニ差出シ年金ノ拂渡ヲ受クヘシ

第三十一條 年金ヲ支拂フヘキ場合ニ於テ其ノ年金契約ニ付政府ニ於テ辨濟ヲ受クヘキ金額アルトキハ之ヲ支拂フヘキ金額ヨリ控除シ其ノ旨ヲ年金受取人ニ通知ス



第三十二條 年金受取人年金支拂郵便局ヲ變更セムトスルトキハ其ノ旨ヲ記載シタル届書ヲ年金支拂郵便局又ハ年金支拂ヲ受ケムトスル郵便局ニ差出スヘシ

年金支拂郵便局變更ノ手續ヲ了シタルトキハ其ノ旨ヲ年金受取人ニ通マス

第三十三條 年金受取人印章ヲ改メタルトキハ郵便年金證書ヲ呈示シタル上郵便局ニ於テ交付スル紙ニ依リ改印届ヲ作成シ之ヲ年金支拂郵便局ニ差出スヘシ

第三十四條 年金受取人郵便年金法施行區域外ニ於テ年金支拂ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ第二十七條乃至第二十九條ノ規定ニ依ル書類ニ郵便年金證書ヲ添ヘ之ヲ簡易保險局ニ差出スヘシ但シ關東廳管内ニ於テ年金支拂ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ請求アリタルトキハ會計規則第四十八條第一項ノ規定ニ依リ年金ヲ支拂ヒ郵便年金證書ハ之ニ返付ス但シ第二十九條ノ規定ニ該當スル請求ニシテ元

金支拂濟ナルトキハ郵便年金證書ハ之ヲ返付セス

第五章 契約ノ異動變更

第三十五條 年金契約者ハ年金支拂開始前ニ限リ左ノ場合ニ於テ年金契約ノ變更ヲ請求スルコトヲ得

- 一 年金受取人ノ年齢四十歳以後ニ於テ既ニ拂込ミタル掛金ヲ元金留保ノ即時年金ニ變更セムトスルトキ此ノ場合ニ於テハ契約變更請求後ニ於ケル原契約ノ效力發生ノ日ニ應當スル最初ノ日ニ變更ノ效力ヲ發生セシムヘキモノタルコトヲ要ス
- 二 掛金額ヲ變更セシテ据置年金ノ種類ヲ變更セムトスルトキ但シ元金拋棄ノ据置年金ノ支拂開始年齢ヲ低下セムトスルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 三 据置年金ノ金額ヲ減額セムトスルトキ
- 四 既ニ拂込ミタル掛金ヲ以テ掛金分割拂ノ据置年金ヲ掛金拂濟ノ据置年金ニ變更モムトスルトキ

前項ノ請求ニ對シテハ料金二十錢ヲ徴收ス

第三十六條 前條ノ請求アリタル場合及郵便年金法第十四條第一項ノ規定ニ依ル年金契約變更ノ場合ニ於

爲之ヲ郵便局ニ差出シ其ノ受領證ヲ受取ルヘシ此ノ場合ニ於テ掛金領收帳ノ訂正ヲ要スルトキハ之ヲ添付スヘシ

郵便年金證書及掛金領收帳ハ簡易保險局ニ於テ訂正ノ上之ヲ返付ス

第四十條 郵便年金法第十一條ノ規定ニ依リ年金契約者ニ變更アリタルトキハ年金契約承繼者ハ郵便年金證書訂正請求書ニ年金契約者及年金受取人ト共ニ記名調印シ郵便年金證書ヲ添ヘ郵便局ニ差出シ郵便年金證書ノ受領證ヲ受取ルヘシ此ノ場合ニ於テ掛金領收帳アルモノハ之ヲ添付スヘシ

郵便年金證書及掛金領收帳ハ簡易保險局ニ於テ訂正ノ上之ヲ返付ス

第四十一條 年金契約者郵便年金法第八條第一項ノ規定ニ依リ元金受取人ヲ變更セムトスルトキハ郵便年金證書訂正請求書ニ郵便年金證書ヲ添ヘ郵便局ニ差出シ郵便年金證書ノ受領證ヲ受取ルヘシ

郵便年金證書ハ簡易保險局ニ於テ訂正ノ上之ヲ返付ス

第三十九條 郵便年金令第六條ノ場合ニ於テハ年金契約者又ハ年金受取人ハ郵便年金證書ノ訂正ヲ受ケル

テ更正スヘキ金額又ハ掛金額ハ別表ノ定ムル所ニ依ル

第三十七條 年金契約者第三十五條ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ年金契約變更請求書ニ料金相當ノ郵便切手ヲ貼附シ之ニ郵便年金證書ヲ添ヘ郵便局ニ差出シ郵便年金證書ノ受領證ヲ受取ルヘシ此ノ場合ニ於テ掛金領收帳アルモノハ之ヲ添付スヘシ

郵便年金證書及掛金領收帳ハ簡易保險局ニ於テ訂正ノ上之ヲ返付ス

第三十八條 簡易保險局郵便年金法第十四條第一項ノ規定ニ依リ年金契約ヲ掛金拂濟年金契約ニ變更シタルトキハ其ノ旨ヲ年金契約者ニ通知ス

年金契約者前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ郵便年金證書ヲ郵便局ニ差出シ其ノ受領證ヲ受取ルヘシ

郵便年金證書ハ簡易保險局ニ於テ訂正ノ上之ヲ返付ス

ス

第四十二條 年金契約者左ノ場合ニ於テハ郵便年金證書訂正請求書ニ郵便年金證書ヲ添ヘ郵便局ニ差出シ郵便年金證書ノ受領證ヲ受取ルヘシ此ノ場合ニ於テ掛金領收帳アルモノハ之ヲ添附スヘシ

一 年金契約者氏名又ハ名稱ヲ改メタルトキ  
二 年金契約者數人アル場合ニ於テ其ノ代表者ヲ變更シタルトキ

年金契約者ノ相續人年金契約者トシテノ權利義務ヲ承繼シタルトキハ前項ノ手續ヲ爲スヘシ  
郵便年金證書及掛金領收帳ハ簡易保險局ニ於テ訂正ノ上之ヲ返付ス

第四十三條 年金受取人氏名ヲ改メタルトキハ年金契約者又ハ年金受取人ハ郵便年金證書訂正請求書ニ郵便年金證書及其ノ事實ヲ證明スルニ足ル文書ヲ添ヘ郵便局ニ差出シ郵便年金證書ノ受領證ヲ受取ルヘシ  
郵便年金證書ハ簡易保險局ニ於テ訂正ノ上之ヲ返付ス

第四十四條 年金契約者又ハ年金受取人住所ヲ變更シタルトキハ其ノ旨ヲ郵便局ニ届出ツヘシ

第六章 契約ノ消滅

第四十五條 年金受取人死亡シタルトキハ年金契約者又ハ年金受取人ノ相續人ハ其ノ死亡年月日ヲ郵便局ニ届出ツヘシ

第四十六條 年金契約者年金契約ノ解除ヲ爲サムトスルトキハ年金解約通知書ヲ郵便局ニ差出シ郵便年金證書ニ解約ノ表示ヲ受クヘシ

第四十七條 郵便年金法第十四條第二項ノ規定ニ依リ年金契約解除セラレタルトキハ簡易保險局ハ年金契約者ニ其ノ旨ヲ通知ス

第七章 返還金ノ支拂

第四十八條 郵便年金令第十三條ノ規定ニ依リ返還スヘキ元金ノ額ハ別表ノ定ムル所ニ依ル

第四十九條 元金受取人元金ノ返還ヲ請求セムトスル

トキハ郵便年金證書ヲ呈示シタル上元金返還請求書ヲ郵便局ニ差出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ請求カ年金受取人ノ死亡ニ因ルモノナルトキハ年金受取人ノ死亡年月日ヲ證明スルニ足ル文書ヲ、請求人カ元金受取人ノ相續人ナルトキハ其ノ續柄ヲ證明スヘキ戸籍謄本又ハ抄本ヲ請求書ニ添附スヘシ

第五十條 前條ノ請求アリタルトキハ簡易保險局ハ元金返還通知書ヲ請求人ニ送付ス

元金受取人前項ノ通知書ヲ受ケタルトキハ之ニ記名調印シ郵便年金證書ヲ添ヘ通知書ニ指定シタル郵便局ニ差出シ返還金ノ拂渡ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ未タ拂渡ヲ爲ササル年金アルトキハ郵便年金證書ニ元金拂渡濟ノ旨ヲ記載シ之ヲ返付ス

第五十一條 元金ヲ支拂フヘキ場合ニ於テ其ノ年金契約ニ付政府ニ於テ辨濟ヲ受クヘキ金額アルトキハ之ヲ支拂フヘキ元金額ヨリ控除シ其ノ旨ヲ年金受取人

ニ通知ス

第五十二條 第二十條第二項郵便年金令第六條又ハ年金契約ノ無効若ハ取消等ノ場合ニ於テ既ニ拂込ミタル掛金又ハ延滞其ノ返還ヲ要スルモノアルトキハ簡易保險局ハ掛金返還通知書ヲ年金契約者ニ送付ス

年金契約者前項ノ通知書ヲ受ケタルトキハ之ニ記名調印シ通知書ニ指定シタル郵便局ニ差出シ郵便年金證書ヲ呈示シテ(年金契約ノ無効又ハ取消ノ場合ハ郵便年金證書ヲ通知書ニ添附スルコト)返還金ノ拂渡ヲ受クヘシ

第五十三條 元金受取人郵便年金施行區域外ニ於テ元金ノ返還ヲ請求セムトスルトキハ第四十九條ノ規定ニ依ル書類ニ郵便年金證書ヲ添ヘ簡易保險局ニ差出スヘシ但シ關東廳管内ニ於テ元金ノ返還ヲ請求セムトスルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ請求アリタルトキハ會計規則第四十八條第一項ノ規定ニ依リ返還金ヲ支拂ヒ郵便年金證書ハ之ヲ返付ス但シ年金契約消滅ノ場合ハ未タ支拂ヲ爲ササ

ル年金アル場合ヲ除クノ外之ヲ返付セス

第八章 貸付

第五十四條 郵便年金法第十五條ノ規定ニ依ル貸付ハ掛金振替貸付及普通貸付トス

第五十五條 掛金振替貸付ニ在リテハ掛金ニ振替フル爲左ノ各號ニ依リ年金契約者ニ貸付ヲ爲スモノトス

一 貸付金額 一年分以内ノ掛金ニ相當スル金額

二 貸付期間 一年以内

三 貸付利率 年五分四厘

第五十六條 普通貸付ニ在リテハ左ノ各號ニ依リ年金

支拂開始前ハ元金受取人タル年金契約者ニ、年金支拂開始後ハ元金受取人タル年金受取人ニ貸付ヲ爲ス

モノトス

一 貸付金額 既ニ拂込ミタル掛金額(既ニ支拂ヒタル年金アルトキハ之ヲ差引キタル殘額)ノ百分ノ五十以内ニシテ一口二十圓以上

二 貸付期間 一年以内

三 貸付利率 年六分六厘

第五十七條 貸付期間ハ年金支拂開始前ニ限り辨濟期

ニ於テ之ヲ更新スルコトヲ得但シ更新ノ時ヨリ一年ヲ超ユルコトヲ得ハ

第五十八條 貸付期間滿了前ニ於テ年金契約消滅シタルトキハ貸付ハ辨濟期ニ達シタルモノトス

第五十九條 貸付金ニ對スル利息ノ計算ハ月割ヲ以テシ一月未滿ノ端數アルトキハ一月ニ切上ケ

貸付期間滿了前貸付金ノ全部又ハ一部ノ辨濟ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ辨濟シタル額ニ付未タ經過セサル期間ニ對スル利息ノ拂込ヲ要セス

第六十條 年金契約者又ハ年金受取人貸付ヲ受ケムト

スルトキハ郵便年金證書ヲ呈示シタル上年金貸付請求書ヲ郵便局ニ差出スヘシ

簡易保險局前項ノ請求ヲ認メタルトキハ掛金振替貸付通知書ヲ、普通貸付ニ付テハ年金普通貸付通知書ヲ請求人ニ送付ス

第六十一條 年金契約者掛金振替貸付通知書ヲ受ケタルトキハ之ニ指定シタル郵便局ニ於テ郵便年金證書

ノ全部ヲ辨濟シタルモノナルトキハ掛金領收帳ニ掛金拂込濟額ノ記入ヲ受ケヘシ

簡易保險局普通貸付ノ貸付金全部ノ辨濟ヲ受ケタルトキハ年金貸付證書ヲ返付ス

第六十四條 年金受取人又ハ第五十一條ノ規定ニ依リ貸付金及其ノ利息ノ控除ヲ爲シタル旨ノ通知ヲ受ケタルトキハ郵便局ニ於テ郵便年金證書ニ貸付金辨濟ニ關スル事項ノ記入ヲ受ケヘシ

普通貸付ノ貸付金全部ノ控除ヲ爲シタルトキハ簡易保險局ハ年金貸付證書ヲ返付ス

附 則

第六十五條 本規則ハ第八章ノ規定ヲ除クノ外大正十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第八章ノ規定ハ大正十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

郵便年金法補説

曩に『郵便年金法解説』に大體の豫定若は見込として説明して置いた箇所が、勅令及省令の上に如何に確

定されたかを追補説明するの必要を生じた。而してそれが又同時に、郵便年金法と勅令との聯絡を明確にす

ニ貸付ニ關スル事項ノ記入ヲ受ケヘシ  
年金契約者又ハ年金受取人年金普通貸付通知書ヲ受ケタルトキハ之ニ添屬セル年金貸付證書ニ記名調印シ其ノ證書ニ指定シタル郵便局ニ差出シ貸付金ノ交付ヲ受ケ郵便年金證書ニ貸付ニ關スル事項ノ記入ヲ受ケヘシ

第六十二條 年金契約者貸付期間ヲ更新セムトスルトキハ年金貸付期間更新請求書ニ既ニ經過シタル期間ニ對スル利息ヲ添ヘ郵便局ニ差出シ郵便年金證書ニ貸付期間更新ニ關スル事項ノ記入ヲ受ケヘシ

第六十三條 年金契約者又ハ年金受取人貸付金ノ辨濟ヲ爲サムトスルトキハ貸付金ニ利息ヲ添ヘ郵便局ニ差出シ郵便年金證書ニ貸付金辨濟ニ關スル事項ノ記入ヲ受ケヘシ此ノ場合ニ於テ掛金振替貸付ノ貸付金

ノ全部ヲ辨濟シタルモノナルトキハ掛金領收帳ニ掛金拂込濟額ノ記入ヲ受ケヘシ

簡易保險局普通貸付ノ貸付金全部ノ辨濟ヲ受ケタルトキハ年金貸付證書ヲ返付ス

第六十四條 年金受取人又ハ第五十一條ノ規定ニ依リ貸付金及其ノ利息ノ控除ヲ爲シタル旨ノ通知ヲ受ケタルトキハ郵便局ニ於テ郵便年金證書ニ貸付金辨濟ニ關スル事項ノ記入ヲ受ケヘシ

普通貸付ノ貸付金全部ノ控除ヲ爲シタルトキハ簡易保險局ハ年金貸付證書ヲ返付ス

る事にもなり、事務取扱者の便に資するものありと信ずる、

郵便年金法は郵便年金契約に關する大綱を規定したもので、其の細目に亘る點は事の性質に應じて勅令若は省令に譲つた箇所が鮮くない。先づ同法が勅令で規定すべきものとして譲つた事項を見るに、次の二である。

(一) 年金契約の種類、年金受取人の年齢、掛金及年金受取人の爲に積立つべき金額の計算の基礎に關する事項(法第二條第二項)

(二) 元金留保の契約に於て返還を請求し得べき掛金に關する事項(法第七條第二項)

之等の事項が、郵便年金令上果して如何に規定されたかを見るに

イ、郵便年金の種類に關しては、郵便年金令第一條及至第四條で、本事業で扱ふ年金は終身年金のみに限つたこと、そして之には年金契約の效力發生した日より支拂を開始する即時年金と、一定期間經過して

から支拂を開始する据置年金とがあり、据置年金には更に支拂開始期の區別により五十歳支拂開始五十五歳支拂開始、六十歳支拂開始及六十五歳支拂開始の四種があることを明かにした。

ロ、年金受取人の加入年齢に關しては、年金令第五條乃至第七條で新に年金受取人たることを得る者の年齢は(一)即時終身年金にあつては四十歳以上八十歳以下(二)拂置終身年金にあつては十二歳以上六十歳以下であることを要し若し契約成立後この加入年齢に錯誤のあつたときは、契約者より請求の有無に拘らず政府に於て其の年齢及金額を更正することは又掛金の算定上年金受取人の年齢に一年未満の端數を生じたときは、其の端數が七月以上なるときは之を一年に切上げ六月以下のときは切捨ることを規定した。

ハ、掛金に關しては、年金令第八條、第九條及第十一條で掛金の拂込方法には一時拂と分割拂とがあり、一時拂のものは申込の際掛金の全額を、分割拂のもの

のは其の第一回分だけを拂込むこと、並に元金拋棄の契約に限り年金受取人の死亡又は年金契約解除せられたる場合、未だ拂込まざる掛金あるときは之が拂込を免除する旨の規定を設けた。

ニ、年金受取人の爲に積立つべき金額の計算の基礎に關しては年金令第十條で

一、死亡生殘表は内閣統計局第二表の死亡率より男子は二割減とし、女子は三割減としたこと

二、豫定利率は掛金分割拂は年五分とし、一時拂は市場に於ける公債の時價を參酌して遞信大臣が定むること(これは別に告示で定められることになつてゐる)

三、積立金は純保険料式を以て計算することを規定してゐる。

ホ、拂込掛金の返還に關しては年金令第十三條で年金受取人の死亡、契約の解除若しくは變更等各事情又は動機異なるに従ひ其の算出方法にも斟酌を

加へ

一、年金受取人死亡の場合は、支拂開始と開始後とに分ち、年金支拂開始前は拂込掛金の全額とし、年金支拂開始後は拂込掛金額より既に支拂つた年金額を差引いた殘額。

二、契約解除の場合は、拂込掛金額の百分の九十以上にして遞信大臣の定むる額(この確定額は規則別表第三の二で定めてゐる)

三、契約變更の場合には、既拂込掛金額(拂込むべきものを含む)より變更契約に對する變更日迄の拂込掛金に相當する額を除きたる殘額の百分の九十以上にして遞信大臣の定むる額(この確定額は規則別表第三の三で定めてゐる)

の區別に依つて決定する旨を定めたに夫々規定されてゐる。此の外郵便年金令は年金の支拂方法に關して特に一箇條設け、本事業に於ける年金の支拂は年金の支拂事由發生後毎三ヶ月を一單位期間

とし、三月毎に其の経過した期間分を支拂ふ所謂「一年四回の後拂年金」を採用する旨の明文を置いた（同第十二條）

次に、郵便年金法が省令で規定すべき事項として譲つた箇所を見るに

- (一) 郵便年金證書の記載事項（法第四條第二項）
  - (二) 契約變更に關する事項（法第十三條）
  - (三) 掛金の拂込猶豫期間及法定拂濟年金に關する事項（法第十四條）
  - (四) 貸付に關する事項（法第十五條）
  - (五) 支拂の効力に關する事項（法第十七條）
  - (六) 無料郵便に關する事項（法第二十二條）
- の諸點であるが、之等の事項が郵便規則上どう按配されて規定されたかと云ふに

イ、郵便年金證書の記載事項に關しては、郵便年金規則第十八條に規定があり、夫れに依ると

一、年金の種類

二、年金額

- 三、年金支拂開始期及毎年の年金支拂月日
- 四、元金留保又は元金拋棄の別
- 五、掛金額及掛金分割拂に在つては其の拂込期間
- 六、年金契約者の氏名又は名稱（若くは代表者）
- 七、年金受取人の氏名男女の別及生年月日
- 八、元金留保の年金契約に在つては元金受取人の氏名又は名稱
- 九、年金契約の効力發生年月日
- 十、郵便年金證書の記號番號

が記載されることになつてゐる。

ロ、契約變更に關する事項に關しては、規則第三十五條で契約の變更を請求なし得る場合を

- 一、既に拂込んだ掛金を以て元金留保の据置年金を元金留保の即時年金に變更すること（但し年金受取人の年齢が四十歳以上なること）
- 二、掛金額を變更せずして据置年金の種類を變更すること（但し元金拋棄の据置年金の支拂開始年齢を低下することを得ず）

年齢を低下することを不得ず）

三、据置年金の支拂額を減額すること

四、既に拂込んだ掛金を以て掛金分割拂の据置年金を掛金拂濟の据置年金に變更すること

の四の場合に限定された。

ハ、掛金の拂込猶豫期間は、規則第二十六條を以て

掛金拂込期日後二箇月とし、又法定拂濟年金に關しては規則上直接に明記して居る條文はないが、年金規則第二條に依れば「年金額ハ掛金分割拂ノ契約ニ在リテハ年額百二十圓以上、掛金一時拂ノ年金契約ニ在リテハ年額十二圓以上トス但シ拂込掛金ノ返還ヲ請求スル權利ヲ留保セサル年金契約ニシテ郵便年金法第十四條第一項ノ規定ニ依リ掛金拂濟年金契約に變更セラレタル場合ハ此ノ限ニ在ラス」とあるから、法第十四條の掛金拂濟契約に變更する場合は、變更後の年金額が金額十二圓以上である場合と、元金拋棄の契約の場合とに限り行はれることになる。此のことは、取扱規程第一百十條の注意によつて明かにせられてゐる。

二、貸付に關する事項に關しては、郵便年金規則第五十四條乃至第六十四條に明細に規定されてゐる

が、其の大體を述べれば、貸付には掛金振替貸付と普通貸付との二種の方法があり

一、振替貸付、掛金に振替ふる爲契約者に又

二、普通貸付、年金支拂開始前に於ては年金受取人たる年金契約者に支拂開始後に於ては年金受取人に限り貸付することとした。そして、貸付利率は振替貸付と普通とにより異り、振替貸付は年五分四厘、普通貸付は年六分六厘となつてゐるが、孰れも元金留保契約の場合に限られてゐる。其他、貸付期間は二者共に一年以内とし、之も一定の條件の下に更新することを許した。

ホ、支拂の効力に關する事項に關しては、法第十七條に「……命令ノ定ムル所ニ依リ年金又ハ年金契約者若シクハ年金受取人ニ返還スヘキ金額ヲ支拂ヒタルトキハ云々」とあるが茲に所謂命令の定むる所とは、規則第二十七條乃至第七十三條で定め

た年金支拂手續を指稱するのである。  
 今、規則が定めた之等年金支拂手續の概略を述べれば、先づ請求人は郵便年金證書を呈示するの外郵便局から交付する用紙で作成した郵便年金受領證を年金支拂郵便局に差出すのであるが、此の場合据置年金にして年金支拂開始期到達した爲始めて請求するものに在つては、爾後年金を支拂ふべき郵便局の指定届と郵便局で交付する用紙で作成する印鑑届を差出すのである。此の外添付書類としては受取人の生存することを證明する爲めの戸籍抄本（尤も第二回以後の支拂請求には戸籍抄本の添付は便宜省略し其の他の生存を認明するに足る文書を以て之に代ふることが出来る）を要し、若し又本人自身の請求によらず委任に因る代理人を以て年金の支拂を受けんとする場合には、其の都度委任狀の添付を要することにした。  
 その他、年金受取人の死亡した場合は、其の相続人に於て年金の支拂を請求し得ることになつてゐ

るが、其の手續は前述した所の外年金受取人と相続人との續柄を證明すべき戸籍謄本又は抄本を要することになつてゐる等である。  
 尙、無料郵便の取扱に關しては、追て別に定めらるであらう。以上の如く、郵便年金法上に於ける勅令及省令に對する委任事項は、殆んど總て郵便年金令及郵便年金規則に網羅せられて居り、其の形式並に體裁に於て一見簡易生命保險令及同規則に類似して居るけれども、幾多の點に於て從來の法規制定上の形式及慣例に改善を加へられたことに注意せなければならぬ。例へば法を説明した際にも述べた様に規定の準用を一切廢して、假令法規中準用し得べき條項あるも、總て獨立規定を設けたが如きもので之が爲に條文の數こそ増したが、各條の字句の如き成る可く通俗平易な用語を使用してゐるから、關係法規を一讀すれば何人も制度の概要を知得ることが出来ると思ふ。（簡易保險局書記官猪熊貞治氏述）

大正十五年拾月一日印刷  
 大正十五年拾月五日發行

不許複製

著者

手島益雄

印刷者

東京府下千駄ヶ谷町四二二  
 中村萬次郎

印刷所

東京府下千駄ヶ谷町四二二  
 有明社印刷所

東京市本郷區彌生町三番地

發行所

東京藝備社出版部

振替口座東京六七一〇八番

定價三十錢

奥附

諸官應御用

土木建築請負業

合資  
會社

中

野

組

東京市京橋區北櫻河岸第廿二號地  
電話京橋七三八、七三九、三二五

諸官廳建築請負

東京市麴町區八重洲町一ノ一

松

村

組

電話牛込

二五七五番  
二六八八番  
五八四八番

諸官廳御用  
建築請負

東京市神田區三崎町三ノ一

石井權藏

電話四谷

二八六八番  
三七六二番



549  
154

終

